

令和2年9月例会次第（令和2年9月26日開催）

1. 会長挨拶

2. 草津市・栗東市より季節性インフルエンザ予防接種の助成金について説明

3. 新規入会者の紹介

- ・いりかわ耳鼻咽喉科 院長 入川 直矢 先生 令和2年9月1日付
耳鼻咽喉科 草津市南草津5丁目4-14
- ・山田整形外科クリニック 院長 山田 学 先生 令和2年9月1日付
整形外科・リハビリテーション科 草津市南草津三丁目4番3-1
- ・南草津婦人科まりこクリニック 院長 ^{こまの} 駒野 真理子 先生 令和2年10月1日付
婦人科 草津市野路1丁目13-5 南草津アクシスビル3F

4. 報告事項

【会員の状況】

(1) 会員の入・退会について

A会員新規開設(開院)者の医師会入会

- ・診療所名：南草津婦人科まりこクリニック

院長 ^{こまの} 駒野 真理子 先生

- ・標榜診療科目：婦人科
- ・開設予定日：令和2年10月1日予定
- ・開設場所：草津市野路1丁目13-5 南草津アクシスビル3F

B会員の入会

- ・鳥井 ^{ひろこ} 裕子 先生 草津総合病院 9/1付
- ・藤城 ^{まさのり} 直宣 先生 草津総合病院 9/1付
- ・草刈 孝史 先生 南草津野村病院 9/1付
- ・西澤 ^{ひろき} 寛貴 先生 こびらい生協診療所 9/1付

B会員の退会

- ・杉本 徹 先生 済生会滋賀県病院 8/31付

(2) 会員の状況(2年8月)

A会員：137名、 B会員：162名、 合計：299名

【総 務 部】
[総 務]

(1) 独立行政法人福祉医療機構の新型コロナウイルス対応支援資金をかたる不審な訪問・勧誘について（注意喚起）

独立行政法人福祉医療機構では、新型コロナウイルス感染症に際して、新型コロナウイルス対応支援資金により、福祉施設・医療関係施設等に対して支援が融資による支援が行われているが、今般、標記のとおり悪質な業者や不審な勧誘の情報が多数寄せられているとのことである。下記を参照のうえ、ご注意願いたい。

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

- 【事例1】 生命保険の加入を条件とした融資のあっせんに関する詐欺まがいの訪問事例
- 【事例2】 機構への申込を代行し、多額の手数料を受け取ろうとする事例
- 【事例3】 融資額の1割を手数料として支払えば、当機構の融資の半額の返済が不要になると虚偽の勧誘をする事例 など

お問い合わせ先（融資のご相談・既往貸付の返済のご相談）

福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル 0120-343-862

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル 0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合 03-3438-0403

(2) 医療機関等に勤務する医療従事者等に対する慰労金給付に係る協力について（令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）

本事業は、医療従事者等や派遣労働者、業務委託を受けて働く従業員を含め、職種や雇用形態を問わず給付の要件に該当する者に対し慰労金を迅速かつ確実に給付するための仕組みとして、医療機関等を通じた一括での代理申請を基本としている。

ついては、本事業の趣旨をご理解のうえ、とりまとめて代理申請を行うことについてご協力をいただくようお願いする。

(3) 2021年版医師日記（手帳）の申込みについて

例年のとおり日本医師会から医師日記の斡旋案内があったので、必要な会員は下記により各地域医師会事務局まで申込みいただきたい。

1. 体 裁 前年度と同様 95×160 mm 羊皮スウェード（橙色）透明カバー付
2. 価 格 1冊 2,100円（今回の申込み以降個人で申請の場合は2,300円）
3. 申 込 各地域医師会事務局へ現金を添えて申込み
（9月30日までに草津栗東医師会事務局までお知らせください）
4. 配布予定 令和2年12月中旬

(4) 令和2年医療施設静態調査の実施について

厚生労働省は、医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握するため、統計法に基づく基幹統計調査として3年毎に「医療施設静態調査」を実施しており、本年度は下記のとおり行われるので、ご了知のうえ調査に協力願いたい。

1. 調査対象 令和2年10月1日現在、医療法に基づき許可又は届出を行っているすべての医療施設
2. 調査期日 令和2年10月1日（木）
3. 調査方法 医療施設の管理者が調査票に記入する方式による。（保健所から配布）
病院調査票は政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査
または電磁的記録媒体による回答も可能。

※一般診療所調査票については、調査票または電磁的記録媒体による提出が可能。

(5) 令和2年患者調査の実施について

医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得るため、患者調査規則に基づき、標記の調査が下記のとおり行われるので、ご了知のうえ対象医療施設として抽出された場合は、回答に協力いただきたい。

1. 調査対象及び客体

層化無作為に抽出した医療施設（病院：約6千4百施設、一般診療所：約6千施設）を利用する患者を調査の客体とする

2. 調査期日

病 院：令和2年10月20～22日の3日間のうち、病院ごとに指定した1日とする
診療所：令和2年10月20、21、23日の3日のうち、診療所ごとに指定した1日とする

退院患者：令和2年9月1日～30日までの1ヶ月間とする

3. 調査方法

医療施設の管理者が調査票に記入する方式による。（保健所から配布）

※調査票に代えて厚生労働省が定めたフォーマットで記録した電磁的記録媒体による提出も可能。

(6) 毎月勤労統計調査（第二種事業所）への協力依頼について

「毎月勤労統計調査」は賃金や労働時間、雇用の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づき厚生労働省が実施する国の重要な調査である。

今般実施する第二種事業所の調査は、先ず、指定調査区（守山市、野洲市、湖南市、東近江市、蒲生郡竜王町、彦根市、高島市）に所在するすべての事業所を、統計調査員が令和2年8月から10月にかけて訪問し、事業所名、所在地、常用労働者数、事業の内容等を調査し、次に、先の調査の中から無作為に調査対象事業所が指定される。指定を受けた事業所には、令和3年1月から原則として18ヶ月間連続で、雇用・賃金及び労働時間について調査が行われる。今般の新型コロナウイルス感染症の状況により、対面による聴取が困難な場合は紙面への記入等により対面を要さない手法での調査も可能であるとのことである。当該調査の趣旨をご理解のうえ、協力願いたい。

(7) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた医業若しくは病院、診療所に関する広告（医療広告）の取扱いについて

医療広告については、患者等の利用者保護の観点から、医療法の規定等により制限されているが、今般、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、国民の医療機関等による感染拡大防止の取組に対する理解を促進し、適切な受診を行うことに資するよう医療機関等に適用される医療広告規制について、厚生労働省から、必要な要件を満たすことを条件として国による認証の枠組みを設ける特例的対応が示された。また、「虚偽広告・誇大広告の禁止」の例についても注意喚起が発せられているので、ご留意のうえ対応いただくようお願いする。

なお、公益社団法人日本医師会が業種別ガイドライン及びチェック項目等を作成して医療機関を認証する、「新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施医療機関みんなで安心マーク事業」により発行された掲示用「みんなで安心マーク」は同感染症の防止対策を強化している旨を広告する手段として活用が可能である。

※詳細（公社）日本医師会「みんなで安心マーク」サイト

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009500.html

※「虚偽広告・誇大広告の禁止」

- ・自己点検により全てのチェック項目等を遵守できていないことを認識しながら認証マーク等を掲示すること。
- ・認証の有無に関わらず、「医療の安全を確保します」や「万全の安全管理体制」等と表示すること。
- ・認証マークに添えて、「当院は感染対策が万全であり絶対に感染しません」など事実を

不当に誇張して表現し患者を誤認させるような表示を行うこと。

- (8) 令和2年度外傷初期診療プログラム JATEC滋賀コース開催中止について
例年開催している JATEC 滋賀コースについては、12月5日(土)、6日(日)を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止とされたので、ご留意願いたい。
- (9) 第136回滋賀県内科医会学術講演会の開催について (総務資料1) p.1
2020年10月10日(土)16:00~18:00 TeamsによるWEB配信またはクワエストピアホテルでも可
- (10) 医療従事者表彰候補者の推薦について (総務資料2) p.3
9月3日付にて当会ホームページの会員サイト「お知らせ」に登載済。
10月9日(金)までに事務局まで送付ください。
- (11) 令和2年度 近畿医師会連合・大阪府医師会共催 健康スポーツ医学講習会
(前期)の開催について (総務資料3) p.6
9月10日付にて当会ホームページの会員サイト「お知らせ」に登載済。
受講希望の先生は9月30日(水)までに事務局まで送付ください。
- (12) 滋賀県薬剤師会からの「2020/21シーズンのインフルエンザ感染等に対する要望書
8月28日付にて当会ホームページの会員サイト「お知らせ」に登載済。(総務資料4) p.11
- (13) 異なるワクチンの接種間隔の見直しについて (総務資料5) p.12
9月14日付にて当会ホームページの会員サイト「お知らせ」に登載済。
- (14) 第28回日本医学会公開フォーラムの開催について(案内) (総務資料6) p.13
- (15) 日本緩和医療学会「緩和ケアおよび精神腫瘍学 指導者研修会」開催のご案内
(総務資料7) p.16
- (16) 予防接種関連ガイドライン等冊子ご案内について (総務資料8) p.21
- (17) 第5回滋賀県多職種連携学会研究大会開催のご案内 (総務資料9) p.23
- (18) 日本医師会事務局におけるコンピュータウイルス感染とそれを発端にした関係者への不審
メール発生に関するお詫びとご報告 (総務資料10) p.27
- (19) 日本医師会「防災推進国民大会2020」のオンライン開催について
(総務資料11) p.30
- (20) インフルエンザ流行期に備えた外来診療・検査体制の見直しと更なる拡充に向けて
(総務資料12) p.31

- (21) インフルエンザワクチンの優先接種対象者等に対する接種費用助成事業について
(総務資料 13) p. 47
- (22) 季節性インフルエンザワクチンの供給について
(総務資料 14) p. 57
- (23) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設(彦根)における診療業務
に関するご協力について
(総務資料 15) p. 64
- (24) 会員からの法律相談を滋賀県医師会の顧問契約弁護士とする件 (総務資料 16) p. 79
- (25) 令和3年1月30日(土)例会の会場変更について
サンサンホールの全館を近畿大学の入学試験にて使用するためボストンホテルとする。

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 165」について

アラートが機能しなかったことによるアレルギーがある薬剤の投与
処方時にアラートが表示される条件に合った方法で電子カルテにアレルギー情報を登録して
いなかったことにより、アレルギーがある薬剤を投与した事例が9件報告されているのでご留意
願いたい。

[事例が発生した医療機関の取り組み]

- ・処方時にアラートが表示される登録方法を周知する。
- ・テキスト入力(フリー入力)で登録すると処方時にアラートが表示されないことを注意喚起
する。
- ・患者のアレルギー情報は、処方時にアラートが表示される方法で登録する。

☆日本医療機能評価機構「医療事故情報収集等事業」HP <http://www.med-safe.jp/>

[発出元：滋賀県健康医療福祉部医療政策課 令和2年8月20日付(滋医政第949号)]

(2) 患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について

【日医常任理事通知(法安60)】

平成31年3月26日から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)において、患者からの
医薬品副作用報告をウェブサイト及び郵便にて受付しているため、医薬品による副作用が疑われ
る症例があった際にはご報告いただきたい。

☆独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)ホームページ

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/patients/0004.html>

(3) 「使用上の注意」の改訂について

【日医常任理事通知(法安64)】

下記医薬品の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載さ
れているのでご確認いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00002.html

☆令和2年9月8日付け

①レルゴリクス②ヒドロキシクロロキン硫酸塩

[以下、抗微生物薬]

①オフロキサシン(耳科用製剤)②クロラムフェニコール(耳科用製剤)ホスホマイシン
ナトリウム(耳科用製剤)、ゲンタマイシン硫酸塩(注射剤)③セフメノキシム塩酸塩
(耳鼻科用製剤)、クロラムフェニコール(局所用液、経口剤)、テトラサイクリン塩酸

塩(粉末剤、カプセル剤)、他④塩酸ロメフロキサシン(耳科用製剤)⑤アジスロマイシン水和物(小児用経口剤)、エリスロマイシン、スピラマイシン酢酸エステル、他⑥エリスロマイシンエチルコハク酸エステル、エリスロマイシンステアリン酸塩、ジオサマイシン、ジオサマイシンプロピオン酸エステル⑦トスフロキサシントシル酸塩水和物(小児用経口剤)

【保 険 部】

- (1) 疑義解釈資料 (その 29) について 【日医常任理事通知 (保 185)】

(県医師会報 9 月号 35～36 ページに掲載済)

- (2) 疑義解釈資料 (その 30) について 【日医常任理事通知 (保 195)】

(県医師会報 9 月号 36～37 ページに掲載済)

- (3) 検査料の点数の取扱いについて 【日医発第 605 号(保 168)】

(新たに保険適用が認められた検査 一令和 2 年 8 月 1 日適用一)

(県医師会報 9 月号 37～40 ページに掲載済) (日医雑誌 10 月号に掲載予定)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo/>

- (4) カドサイラ点滴静注用 100mg 及び同 160mg の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項について 【日医発第 661 号 (保 193)】

(県医師会報 9 月号 42～43 ページに掲載済)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/iyaku/>

- (5) 公知申請に係る事前評価が終了し、医薬品医療機器等法に基づく承認事項の一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて 【日医発第 660 号(保 192)】

(県医師会報 9 月号 43 ページに掲載済)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

- (6) 抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤 (キイトルーダ点滴静注) 及び抗 PD-L1 抗体抗悪性腫瘍剤 (イミフィンジ点滴静注) に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項の一部改正について 【日医発第 652 号(地 290) (保 186)】

(県医師会報 9 月号 43～45 ページに掲載済)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

- (7) 『診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について』等の一部改正について の一部訂正について 【日医常任理事通知 (保 203)】

(県医師会報 10 月号に掲載予定)

- (8) 令和 2 年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について

【日医常任理事通知（保 199）】

（県医師会報 10 月号に掲載予定）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「令和 2 年度 診療報酬改定に関する情報」のコーナーに掲載済

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/02kaitei/>

- (9) 医療機器の保険適用について（9 月 1 日保険適用分）及び「医療機器の保険適用について」の一部訂正について 【日医発第 674 号（保 201）】【日医事務連絡（保 204）】
- (10) 令和 2 年 9 月 30 日付けで廃止となる経過措置医薬品について
（関連記事は県医師会報 9 月号 50 ページを参照）
（廃止となる経過措置医薬品の詳細は社保支払基金ホームページ参照）
https://www.ssk.or.jp/shinryohoshu/keikasochi/shinsajoho_01.html
- (11) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 26）
【日医常任理事通知（保 189）】
（県医師会報 9 月号 40～42 ページに掲載済）
- (12) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 27）
【日医常任理事通知（保 208）】
（県医師会報 10 月号に掲載予定）
- (13) 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について
【日医副会長通知（地 295）（健Ⅱ 261）】
（県医師会報 9 月号 45～46、54 ページに掲載済）
- (14) 共済組合員証及び共済組合員被扶養者証の無効について
裁判所共済組合大津支部（保険者番号 31250152）

組合員証記号・番号	無効年月日	無効事由	備考
125-220045	R2. 8. 3	組合員証の紛失のため	・当該組合員は滋賀県長浜市在住 被扶養者は、大阪府堺市、滋賀県草津市、滋賀県長浜市在住

（県医師会報 9 月号 46 ページに掲載済）

- (15) 令和 2 年度診療報酬改定において経過措置が設けられた施設基準の取扱いについて
（概要は県医師会報 9 月号 47 ページに掲載済）
・令和 2 年度診療報酬改定において、令和 2 年 9 月 30 日までの経過措置が定められている施設基準について、10 月 1 日以降も引き続き算定する場合は、届出の必要があるため、近畿厚生局ホームページをご確認の上、本年 10 月 12 日（月）〔必着〕までに届出を行っていただきたい

※近畿厚生局ホームページ

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/iryo_shido/020930_kijyun_keikasochi_ika_00004.html

- (16) 診療報酬請求書（10 月提出分）の受付期間について
（県医師会報 9 月号 61 ページに掲載済）

- (17) 「2020 年度地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会」について
- ・当初、本年 10 月 11 日(日) にびわ湖大津プリンスホテルにてテレビ会議中継を行う予定だったが、日本医師会から「この日は開催しない」旨連絡があった
 - ・本年 3 月 19 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 6)」により、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合においても届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である旨の取扱いが示されているため、既に算定されている医療機関は引き続き算定できることとなっている(但し、研修受講後速やかに研修要件の届出を行う)
 - ・新規届出のために研修受講を希望される先生は事務局までお問い合わせいただきたい

5. ホームページ会員向けサイトへの「お知らせ」掲載一覧

- 8/26～(水) 滋賀県 COVID-19 災害コントロールセンター通信(8 月 25 日～9 月 25 日)
- 8/28(金) 20/21 シーズンのインフルエンザ感染等に対する要望書(滋賀県薬剤師会)
- 8/31(月) 新たに薬事承認・保険収載された新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査の取扱いについて(周知)
- 9/1(火) 秋の全国交通安全運動
- 9/2(水) 【滋賀医科大学附属病院】外来診察医予定表 9 月
- 9/2(水) 【大津赤十字病院】ご紹介患者さま担当医師名一覧表 9 月
- 9/3(木) 医療従事者表彰候補者の推薦について
- 9/3(木) 医療従事者表彰候補者の推薦について(依頼)
- 9/7(月) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集(Q&A)の一部改正について
- 9/8(火) 入院医療提供体制に関する通知及び事務連絡の今後の取扱いについて
- 9/10(木) COVID-19 診療の手引き(第 3 版)
- 9/10(木) 近畿医師会連合・大阪府医師会共催 健康スポーツ医学講習会(前期)の開催について
- 9/11(金) 新型コロナウイルスに関する行政検査の遺伝子検査方法の今後の取扱いについて
- 9/14(月) 異なるワクチンの接種間隔の見直しについて
- 9/15(火) 今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて
- 9/15(火) 季節性インフルエンザワクチンの供給について

6. 滋賀県医師会連絡事項

- (1) 第 218 回臨時代議員会・表彰式・受章者顕彰会について
- ・第 218 回臨時代議員会→開催せず書面決議による方法を取る
 - ・表彰式 →開催せず被表彰者に表彰状と記念品を送付する
 - ・受章者顕彰会 →開催せず受章者に記念品を送付する
- (2) 令和 2 年度滋賀県医師会医療従事者表彰について
※今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、表彰式の開催を中止することとし、表彰状・記念品をそれぞれにお贈りするのみといたします。
- (3) 地域看護力向上研修会「診療所だからこそその強みを活かした看護実践」について
[滋賀県看護協会] (総務資料 17) p.80

(4) 令和2年度診療所の看護師向け認知症対応力向上研修について
[滋賀県看護協会] (総務資料18) p.83

7. 滋賀県医師会の9月以降行事予定表 (総務資料19) p.88

8. 講演会・研修会等のご案内 (総務資料20) p.93

講演会名：第187回草津栗東医師会循環器研究会
開催日時：令和2年10月21日(水) 20:00～21:30
開催場所：「Teams」によるWEB配信
共催：第一三共株式会社

講演会名：湖南エリア呼吸器連携の会
開催日時：令和2年11月19日(木) 18:30～20:10
開催場所：Zoom配信 および ホテル「ストンプラザ」草津びわ湖 3階 ボールルーム
主催：アストラゼネカ株式会社

9. 当医師会10月の行事予定表 (総務資料21) p.99

今後の当医師会の行事についての予定

10月31日(土)CPC症例検討会 →実施(草津総合病院)
11月12日(木)人権問題研修会 →中止
11月28日(土)産業医研修会 →実施(京都大学教授)
12月26日(土)学術講演会 →実施(塩野義製薬)
1月30日(土)小児救急医療地域医師研修会 →県医師会より中止。DVD視聴に変更。
2月4日(木)死体検案研修会 →実施予定(県医師会)
2月27日(土)地域保健研修会 →中止

☆☆☆ 医協連絡事項 ☆☆☆

1. 労災保険制度のご案内

労災保険制度は労働者のための保険であり、原則として、正規雇用、日雇、派遣社員、契約社員、パート等雇用形態にかかわらず、すべての労働者が適用対象となります。しかし、個人事業主は使用者にあたり労災保険の対象となりません。

個人事業主については、「中小企業主の労災保険特別加入制度」へ加入されるか、当組合で取扱いしております休業補償保険等に加入して備える必要がございます。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

2. 感染拡大防止等支援事業について

今月中旬に感染拡大防止対策備品等一例のご案内冊子を各医療機関へ送付しております。申請受付最終締切は12月28日となっておりますが、補助対象期間である令和3年3月31日までの納品が厳しい商品もでてきております。これから購入を検討されている医療機関はお早めにご相談ください。

3. ナガイレーベン秋の大特価セールのお知らせ

毎回好評をいただいております恒例の「ナガイレーベン秋の大特価セール」を今年も10月1日から11月30日の間に実施いたします。ナガイレーベン商品の診察衣・看護衣を全品定価の30%OFFで販売、同時に診察台のカバーセールも行います。ご注文は医協ニュース9月号の折込チラシをご利用いただき、ぜひこの機会にお求めください。

4. 勤務医部会のご案内

当組合は県内の開業医および医療法人を主体とした組合ですが、勤務医師の先生方においても勤務医部会員（賛助会員）としてご加入のうえ、一部を除く組合サービスのご利用が可能となります。詳細につきましては当組合までお問い合わせください。

<加入対象>

当県に関連のある勤務医師

（県内の病院または診療所に勤務する医師、県内に居住する医師、当組合組合員の子弟等）

<加入条件>

所定の加入申込書と振替口座登録用紙に必要事項を記載のうえ提出

預り保証金10,000円（脱退時返金）、賦課金・会費等不要

第136回滋賀県内科医会学術講演会

日時

2020年**10月10日**（土） 16:00～18:00

形式

Microsoft TeamsによるWEB配信

（WEB視聴が困難な先生はクサツエストピアホテル

2階「瑞祥の間」でのご視聴も可能です）

クサツエストピアホテル：草津市西大路町4-3 TEL (077) 566-3333

15:30-16:00 滋賀県内科医会主催による理事会を開催致します（2階 瑞光の間）

情報提供

〒520-0801 滋賀県草津市西大路町4-3 クサツエストピアホテル 第一三共株式会社

開会挨拶

滋賀県内科医会 会長 小串 輝男 先生

座長 神吉医院 院長 辻村 吉紀 先生

特別講演Ⅰ

『 薬剤耐性(AMR)の現状と対策 』

演者 国立国際医療研究センター病院 AMR臨床リファレンスセンター
藤友 結実子 先生

座長 あらき内科クリニック 院長 新木 真一 先生

特別講演Ⅱ

『 脳卒中・循環器病対策基本法施行後の対応
—急性期治療・薬物療法を含めて— 』

演者 滋賀医科大学 脳神経外科学講座 教授 野崎 和彦 先生

閉会挨拶

滋賀県内科医会 副会長 久我 正文 先生

- *会場における新型コロナウイルス感染拡大予防に対する対策 ～3密回避へのご協力をお願い～
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で講演会当日、発熱・咳症状等感染症の疑いのある場合はご参加をご遠慮くださいますようお願いいたします。
- ・会場入り口にてアルコールによる手指の消毒にご協力をお願い致します。
- ・ご参加の際にはマスクの着用にご協力をお願い致します。
- ・受付や会場におけるホテルスタッフ並びに弊社社員もマスク着用にて対応させていただきます。
- ・ソーシャルディスタンスの確保のため座席の配置を変更されないよう、ご協力をよろしくお願い致します。
- *ご参加の申し込みは、お申し込みの受付期間内までとして頂き、連絡頂けますようお願い致します。視聴時に登録いただきました施設名、ご芳名および、視聴会場にてご記録いただいた施設名・ご芳名は、医薬品の適正使用情報および医学・薬学に関する情報の提供のために利用させていただきます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- *研究会案内の転送や開示、研究会の録画・録音・撮影等はお控えいただきますようお願い申し上げます。
- *本会は医療従事者向けの内容となりますため、ご視聴環境について御配慮下さいますようお願い申し上げます。
- *日本医師会生涯教育単位2単位を取得できます。（CC8：感染対策 CC78：脳血管障害後遺症）日本臨床内科医会受講5単位
- *参加費1,000円を徴収いたします（会場参加者）。

共催：滋賀県内科医会 滋賀県医師会 第一三共株式会社

**滋賀県内科医会学術講演会
事前申し込み用紙**

2020年10月2日(金)までに下記方法にてお申込み下さい。

① **個人でご視聴の場合(パソコン) ⇒ メールにてご連絡下さい。**

申し込み先
第一三共株式会社 羽田正弘

haneda.masahiro.uu@daichisankyo.co.jp

お申込み完了後、当日の視聴リンクをメールにてお送りいたします。
また、パソコン以外（モバイル・タブレット）から視聴される場合は
その旨を連絡願います。弊社担当MRから視聴方法を御案内させていただきます。

② **クサツエストピアホテルでご視聴の場合⇒ FAXにてご連絡下さい。**

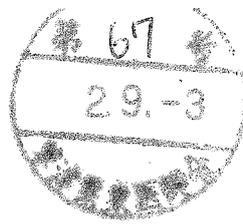
FAX : 077-522-5045 (第一三共宛)

■ **ご所属 :**

■ **ご芳名 :**

* WEB視聴が困難な先生方を対象に視聴会場（映写のみ）をご用意しております。
感染拡大防止のため、定員に制限を設けております。

定員(30名)になり次第、受付を締め切らせていただきます。



滋医発第 164 号
令和 2 年 9 月 2 日

各 地域医師会長 様

一般社団法人滋賀県医師会
会長 越 智 眞 一
(公印省略)

医療従事者表彰候補者の推薦について

平素は、本会活動に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本会においては、滋賀県医師会表彰規則第 7 条に基づき、医療従事者に対する会長表彰を実施しております。

つきましては、下記の選考基準を参考に貴管内医療機関分を取りまとめのうえ、別添様式「医療従事者表彰推薦調書」により 10 月 16 日（金）必着にて報告くださるようお願い申し上げます。

なお、表彰式については、開催の可否について検討中であり、今後の新型コロナウイルス感染状況も踏まえ、改めてご案内する予定です。

記

1. 会員が開設または管理する医療機関（公的医療機関および非保険医療機関ならびに滋賀県病院協会加入の病院は除く）に引き続き 10 年以上勤務する医療従事者でその勤務成績が良好と認められる者を対象とする。
2. すでに滋賀県医師会長の表彰を受けた者ならびに会員の家族である従業員は除く。
3. 在職年数は月をもって計算し、就職した月から本年 3 月 31 日までを調査期間とする。

以上

(別紙様式)

医療従事者表彰推薦調書

次の者を滋賀県医師会表彰規則第7条に基づく表彰候補者として推薦します。

年 月 日

(地域医師会名)

(ふりがな) 氏 名	生年 月 日	昭和 年 月 日 平成 (満 才)			性別	男 ・ 女
		職 種				
被推薦者 の住所		職 種				
勤務する所属 医療機関 および所在地						

履 歴

年 月 日	履歴および賞罰
<p style="text-align: center;">(職 歴)</p> <p>自 年 月 日 (年)</p> <p>至 年 月 日</p> <p>自 年 月 日 (年)</p> <p>至 年 月 日</p> <p>自 年 月 日 (年)</p> <p>至 年 月 日</p> <p>自 年 月 日 (年)</p> <p>至 年 月 日</p> <p>自 年 月 日 (年)</p> <p>至 年 月 日</p> <p>自 年 月 日 (年)</p> <p>至 年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">(賞 罰)</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>年 月 日</p>



滋医発第 167 号
令和 2 年 9 月 7 日

各地域職域医師会長 様

滋賀県医師会
会長 越 智 眞 一
(公印省略)

令和 2 年度 近畿医師会連合・大阪府医師会共催
健康スポーツ医学講習会（前期）の開催について

平素は、本会事業の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修会について別紙（写）のとおり本会あて案内があったのでご連絡申し上げます。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員に周知いただき参加希望の会員がおられましたら、お取り纏めの上、10月2日（金）までに本会あてご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日時≪1日目≫令和2年11月14日（土）14時00分～19時35分
≪2日目≫令和2年11月15日（日）9時00分～18時15分
2. 会場 大阪府医師会館 2階ホール
(大阪市天王寺区上本町2丁目1番2号)
3. 添付書類
 - ・令和2年度
健康スポーツ医学講習会「前期」の開催について
 - ・令和2年度「健康スポーツ医学講習会「前期」開催要領
 - ・令和2年度
健康スポーツ医学講習会「前期」受講希望者一覧
 - ・令和2年度
健康スポーツ医学講習会「前期」受講申込書



令和2年9月1日

近畿各府県医師会長 殿

大阪府医師会長
茂松 茂人
(公印省略)

令和2年度 健康スポーツ医学講習会「前期」の開催について
(お願い)

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近畿医師会連合、大阪府医師会の共催にて、標記講習会を別紙のとおり開催いたします。なお、本講習会は、日本医師会認定健康スポーツ医の資格を取得するための講習会であり、今年度は「前期プログラム」の開催となっております。

つきましては、貴会会員へ、本講習会の開催について、ご案内を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、受講希望者には、受講申込書を配布していただき、お取りまとめの上、別紙「受講希望者一覧表」と併せまして、10月16日(金)までに、本会地域医療2課まで、お送りいただければ幸いです。

なお、日本医師会認定健康スポーツ医の資格を取得するためには、「前期プログラム」、「後期プログラム」の両方を受講していただく必要がございますが、本会では、「前期プログラム」、「後期プログラム」を年度交代で開催しており、今年度は「前期プログラム」の開催となっておりますので、ご注意ください。受講については、「前期プログラム」・「後期プログラム」のどちらを先に受けていただいても問題ございません。何卒よろしくお願い申し上げます。

【添付書類】

- ①開催要領、②プログラム、③受講申込書、④受講希望者一覧表

【事務局】大阪府医師会 地域医療2課 (担当：河本)

TEL：06-6763-7002

FAX：06-6765-3737

メール：m-koumoto@po.osaka.med.or.jp

令和2年度 健康スポーツ医学講習会「前期」 開催要領

第31回近畿医師会連合健康スポーツ医学講習会
第32回大阪府医師会健康スポーツ医学講習会

共催

日 時：【第1日目】令和2年11月14日(土) 午後2時00分～午後7時35分
【第2日目】令和2年11月15日(日) 午前9時00分～午後6時15分

※両日の受講が必要です。また、今年度は「前期プログラム」のみであり、「後期プログラム」は来年度の開催となります。

※本講習会は、日本医師会認定健康スポーツ医の更新のために受講する「再研修会」ではありません。

会 場：大阪府医師会館 2階ホール

主 催：近畿医師会連合、大阪府医師会

内 容：別紙プログラムをご参照下さい。

受講資格：大阪府医師会会員、近畿各府県医師会会員など（※非会員も受講可能）

定 員：100名

※新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みとして、通常開催より定員を減としています。申込者多数の場合は抽選とし、申し込み締め切り後（10月末）に申込者全員に参加の可否についてご連絡致します。

※当日は、体温チェックのうえマスク着用をお願いします。発熱や軽度ではあっても咳・咽頭痛などがある方は参加を控えて下さい。

申込方法：所定の申込書に必要事項を記入の上、下記へご提出下さい。

○大阪府医師会会員の場合 ⇒ 所属地区医師会

○近畿各府県医師会会員の場合 ⇒ 所属府県医師会

上記の各医師会において、申し込みを取り纏めていただき、10月16日(金)までに、大阪府医師会地域医療2課健康スポーツ医学係へご提出下さい。

なお、近畿以外の都道府県医師会会員の方は、10月16日(金)までに、大阪府医師会地域医療2課健康スポーツ医学係まで直接ご提出下さい。

受 講：10月末に受講票および受講料振込用紙をお送りしますので、講習会当日までに、受講料(1万円)をお振り込み下さい。なお、欠席されても、返金には応じかねますので、ご注意下さい。

修 了 証：講習会当日は、受講票にて出欠確認を行い、2日間全てのカリキュラムを受講された方には、大阪府医師会より修了証を交付致します。なお、本講習会の修了証は、日本医師会への申請の際に必要となりますので、紛失などにご注意下さい。

※本講習会は、各日とも厳重に出欠確認を行います。途中退場された場合は、修了証を発行できませんので、予めご留意下さい。

そ の 他：ご不明な点については、下記の事務局までお問い合わせ下さいますよう、よろしく願いいたします。

《事務局》

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22

大阪府医師会 地域医療2課 健康スポーツ医学係

TEL：06-6763-7002 FAX：06-6765-3737

メール：m-koumoto@po.osaka.med.or.jp (河本)

◇令和2年度健康スポーツ医学講習会「前期」プログラム

◎令和2年11月14日（土）

時 間	内 容 お よ び 講 師	座 長
14:00~14:05	開会挨拶 大阪府医師会理事	前 川 たかし
14:05~14:15	○日本医師会認定健康スポーツ医制度について 大阪府医師会理事	前 川 たかし
14:15~15:15	1. スポーツ医学概論（60分） 相愛大学人間発達学部発達栄養学科教授	藤 本 繁 夫
15:20~16:20	5. 運動と栄養・食事・飲料（60分） 大阪市立大学都市健康・スポーツ研究センター准教授	横 山 久 代
16:25~17:25	3. 呼吸・循環系の運動生理とトレーニング効果（60分） 大阪市立大学大学院医学研究科運動生体医学教授	吉 川 貴 仁
17:30~18:30	11. メンタルヘルスと運動（60分） 大阪市立大学大学院医学研究科神経精神医学教授	井 上 幸 紀
18:35~19:35	2. 神経・筋の運動生理とトレーニング効果（60分） 関西医科大学附属病院リハビリテーション科教授	長 谷 公 隆

◎令和2年11月15日（日）

時 間	内 容 お よ び 講 師	座 長
9:00~10:00	6. 女性と運動（60分） こうむら女性クリニック院長	甲 村 弘 子
10:05~11:05	8. 中高年者と運動——内科系（60分） 角谷リハビリテーション病院院長	有 田 幹 雄
11:10~12:10	9. 発育期と運動——整形外科系（60分） 地域医療機能推進機構大阪病院統括診療部長	島 田 幸 造
12:10~12:55	休 憩（ 昼 食 ）（45分）	
12:55~13:55	4. 内分泌・代謝系の運動生理とトレーニング効果（60分） 大阪市立総合医療センター糖尿病・内分泌センター部長	細 井 雅 之
14:00~15:00	7. 発育期と運動——小児科系（60分） 兵庫県立尼崎総合医療センター小児血液・腫瘍内科部長	宇 佐 美 郁 哉
15:05~16:05	12. 運動のためのメディカルチェック——内科系（60分） 大阪ガス株式会社人事部Daigasグループ健康開発センター顧問	岡 田 邦 夫
16:10~17:10	10. 中高年者と運動——整形外科系（60分） 大阪府立大学大学院総合リハビリテーション学研究科教授	堀 部 秀 二
17:15~18:15	13. 運動のためのメディカルチェック——整形外科系（60分） 行岡病院スポーツ整形外科センター長	史 野 根 生
	閉会挨拶 大阪府医師会理事	前 川 たかし

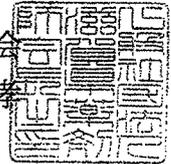
（敬称略）



滋 県 薬 第 155 号
令 和 2 年 8 月 27 日

一般社団法人滋賀県医師会
会 長 越 智 眞 一 様

一般社団法人滋賀県薬剤師会
会 長 大 迫 芳 孝



20/21 シーズンのインフルエンザ感染等に対する要望書

平素より、医薬連携等に格別のご配慮いただき誠にありがとうございます。

さて、昨年末以来、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の流行による社会活動の自粛が行われてきました。収束のめどは未だに定まらないのが現状で、コロナとのつきあいは長期戦を覚悟しなくてはならず、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図ることが必要となります。

こうした中、世界保健機関（WHO）の専門家が、去る 8 月 18 日にスイス・ジュネーブで行った記者会見では、今年はインフルエンザの予防接種を受けることが特に重要だと強調されたところです。

新型コロナウイルス感染症対策において、個々人が、手指衛生とマスク装着、ソーシャル・ディスタンス、3密回避などの用心を続けることが必要とされる新しい生活様式・活動様式の実践例が示される中、来シーズンのインフルエンザ感染症対策も考えていかななくてはなりません。

そこで3密（密閉・密集・密接）の内、近い距離で会話が行われるような、人同士が「密接」した服薬指導が必要となる「吸入型」の抗インフルエンザ薬の投与を回避し、比較的容易に服薬指導のできる「経口薬」を中心とした処方を中心掛け頂ければ幸甚に存じます。（もちろん、必要な処方を妨げるものではありません。）

因みに動画による吸入方法では、イナビル 3 分 52 秒・リレンザ 5 分 12 秒の時間が必要となり、薬剤師による確認しながらの服薬指導ですとそれ以上に時間を要することになります。

何卒、趣旨ご理解の上ご対応いただきたく、ご要望申し上げます。

事 務 連 絡
 令和 2 年(2020 年)9 月 14 日

一般社団法人 滋賀県医師会 御中
 各地域医師会 御中
 一般社団法人 滋賀県病院協会 御中

滋賀県健康医療福祉部医療政策課
 滋賀県健康医療福祉部薬務課

異なるワクチンの接種間隔の見直しについて (周知)

平素は本県の予防接種事業に御協力いただき、ありがとうございます。

このことについて、令和 2 年 9 月 4 日付けで厚生労働省健康局健康課および医薬・生活衛生局医薬安全対策課から別紙のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

つきましては、その内容について御承知いただくとともに、貴会員あて情報提供についてよろしくお願ひします。

滋賀県健康医療福祉部

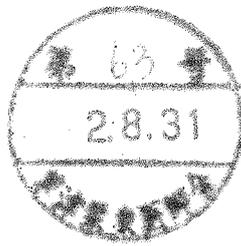
医療政策課感染症対策室 TEL : 077-528-3632

E-mail : eh0003@pref.shiga.lg.jp

薬務課薬事指導係

TEL : 077-528-3634

E-mail : yakumu@pref.shiga.lg.jp



2020年8月

関係機関長 殿

日本医学会長
門 田 守 人

第28回日本医学会公開フォーラムの開催について（案内）

本会では常時活動の一環として、市民を対象とした公開フォーラムを開催し、多くの方々に昨今の医学・医療をお伝えし交流に努めております。今回は別紙のとおり開催いたします。

つきましては、医療機関等では、診療待合室などにご掲示いただき、広く一般市民の方々にもご周知頂きますようお願い申し上げます。

また、その他の機関では、多くの方々の目に触れるような場所にご掲示頂きたくお願い申し上げます。

なお、ポスターとプログラムの掲示・配布をお願い申し上げますと共に、貴機関誌にもご掲載いただけますようご高配のほどお願い申し上げます。

日本医学会 Tel.03-3946-2121 (代)
内線 4260~61
Fax03-3942-6517 (代)

コロナへの対峙： 保健・医療の変容とこれからの社会

総合司会 磯 博康 (日本公衆衛生学会理事長)

13:00 開会の挨拶

門田 守人 (日本医学会長)

13:05 序論：世界から見た日本の取り組み

磯 博康 (日本公衆衛生学会理事長)

13:15 COVID-19 に対する公衆衛生と医療の関係を展望する

高島毛 敏雄 (日本公衆衛生学会理事)

13:45 災害医療として対応した教訓と将来への課題

大友 康裕 (日本災害医学会代表理事)

14:15 COVID-19：感染症・感染対策の難しさ

館田 一博 (日本感染症学会理事長)

14:45 病院の管理運営の変容と地域との関係

寺崎 仁 (日本医療・病院管理学会理事長)

15:15 休憩

15:30 フロアーとの質疑応答

(司会) 磯 博康

16:30 閉会の挨拶

岸 玲子 (日本医学会副会長)

16:35 終了

入場無料
事前登録制

2020年

日時

12月26日 土

開始時間 13:00

終了時間 16:35

場所

日本医師会館 大講堂

〒113-8621 文京区本駒込2-28-16 TEL: 03-3946-2121 (代)

主催：日本医学会
後援：日本医師会 NHK 読売新聞社
組織委員長：磯 博康 (日本公衆衛生学会理事長)
組織委員：大友康裕 (日本災害医学会代表理事)
館田一博 (日本感染症学会理事長)
寺崎 仁 (日本医療・病院管理学会理事長)

参加費：無料 出席者は討論に参加できます。

参加方法：＜3方法＞ FAX送信・郵便はがき・日本医学会ホームページ登録
(記入項目：氏名、住所、電話、参加者区分)

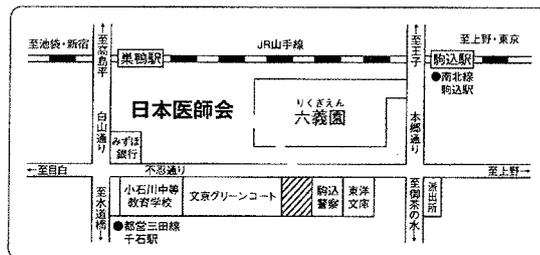
※氏名、住所等の個人情報は、入場券の送付に使用させていただきます。第三者に提供することはありません。

入場券：参加申し込み後、10日以内に本会より送付します。

締め切り：先着250名(予定)。※ソーシャル・ディスタンスを保つため、定員を少なく設定させていただきます。新型コロナウイルスの感染拡大状況によりましては、無観客開催の可能性もございます。

問い合わせ先：日本医学会 〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16 日本医師会館内
TEL: 03-3946-2121 (代) FAX: 03-3942-6517

URL: <http://jams.med.or.jp/>



- JR山手線「駒込駅」南口より徒歩約10分
- 東京メトロ南北線「駒込駅」出口2より徒歩約10分
- 都営地下鉄三田線「千石駅」A3出口より徒歩約5分

生涯教育制度 (但し：関係者のみ)

参加者には、日本医師会生涯教育制度 (3.0単位) および4カリキュラムコード0 (その他) 1.0単位、8 (感染対策) 1.0単位、12 (地域医療) 0.5単位、14 (災害医療) 0.5単位が付与されます。参加の際には、医籍登録番号、所属の都市区医師会名をご記入ください。

日本医学会



「コロナへの対峙：保健・医療の変容とこれからの社会」 参加申込書

参加方法 FAX送信、郵便はがき、日本医学会ホームページ登録のうち、いずれかの方法（下記参照）でお申し込みください。

入場券 参加申し込み後、10日以内に本会より送付します。

締め切り 先着250名（予定。※ソーシャル・ディスタンスを保つため、定員を少なく設定させていただいております。新型コロナウイルスの感染拡大状況によりましては、無観客開催の可能性もございます。）

参加費 無料

*参加希望者のご氏名・ご住所等の個人情報は、入場券の送付に使用させていただきます。第三者に提供することはありません。

*車での来館はご遠慮ください。駐車できません。

生涯教育制度（但し：関係者のみ）

参加者には、日本医師会生涯教育制度（3.0単位）および4カリキュラムコード0（その他）1.0単位、8（感染対策）1.0単位、12（地域医療）0.5単位、14（災害医療）0.5単位が付与されます。参加の際には、**医籍登録番号、所属の郡市区医師会名**をご記入ください。

FAX送信の場合 この申込書に記入の上、矢印の方向にご送信ください。

(ふりがな) 氏名	
住所	〒 電話 — —
参加者区分	[該当する箇所]に○印を付けてください。医師の方は()内にもご記入下さい 医師(医籍登録番号：____、所属郡市区医師会名：____医師会)、 メディカルスタッフ、製薬関係、報道関係、その他

郵便はがきの場合

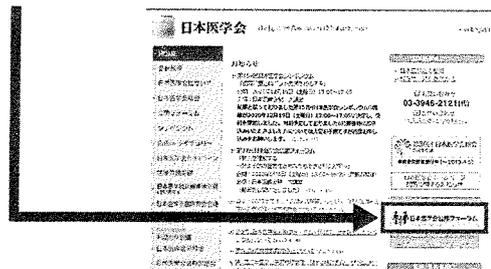
下記要領をはがき（往復はがき不要）に記して、日本医学会までご送付ください。

第28回
日本医学会公開フォーラム
参加希望

(ふりがな)
氏名：
住所：〒
電話：
参加者区分：
医師(医籍登録番号：____、
所属郡市区医師会名：____医師会)、
メディカルスタッフ、製薬関係、
報道関係、その他
のいずれかを明記ください。

日本医学会ホームページ登録の場合

日本医学会のホームページ (<http://jams.med.or.jp/>) の「公開フォーラム」の項から、参加申し込みできます。



お問い合わせ先

日本医学会

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16 日本医師会館内
電話：03-3946-2121(代) FAX：03-3942-6517



2020年8月吉日

関係者各位

特定非営利活動法人 日本緩和医療学会
理事長 木澤 義之令和2年度 がん等における新たな緩和ケア研修等事業
特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 PEACEプロジェクト
「緩和ケアおよび精神腫瘍学 指導者研修会」開催のご案内

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より緩和ケアの発展にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、日本緩和医療学会主催「緩和ケアおよび精神腫瘍学指導者研修会」の本年度の開催日程が決定いたしましたので、ご案内申し上げます。ぜひこの機会に受講をご推奨・ご検討いただけましたら幸いです。

引き続きご高配のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

・2020年度「緩和ケアおよび精神腫瘍学 指導者研修会」のご案内…1部

以上

令和2年度 がん等における新たな緩和ケア研修等事業
特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 PEACE プロジェクト

「緩和ケアおよび精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会」のご案内

ごあいさつ

暮夏の候、皆さまにはご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本緩和医療学会では、すべての人が『いつでも、どこでも』質の高い緩和ケアを受けられることを目指し、〈日本緩和医療学会 PEACE プロジェクト〉を立ち上げ、平成20年度より日本サイコオンコロジー学会との共催で「緩和ケア研修会」を企画運営するための指導者（企画責任者）を育成する「指導者研修会」を開催いたしております。

平成30年4月より施行されている厚生労働省の「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」において、企画責任者は「指導者研修会」を修了していることと定められており、当学会では、本指針に基づいた新しい集合研修の開催方法などを学ぶ指導者研修会を開催しております。

従来は、精神腫瘍学指導者研修会修了者は企画責任者となることはできませんでしたが、本指針においては、精神腫瘍学指導者研修会修了者も企画責任者になることが可能となっております。

令和元年度において、〈日本緩和医療学会 PEACE プロジェクト〉は、現行指針に対応した指導者研修会を1回開催し、全国に199名の修了者を輩出いたしました。本年度におきましても、1回の指導者研修会開催を予定いたしております。

この度、「緩和ケアおよび精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会」の本年度開催日程が決定いたしましたので、ご案内いたします。本年度は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、WEB開催といたしまして、事前学習とライブ配信を組み合わせたプログラムとなっております。

貴地域において、がん等の診療に携わる医師等の緩和ケアに関する基本的知識の均てん化のため、「指導者研修会」の受講をぜひご検討くださいますようお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 理事長
緩和ケア研修会 e-learning 管理責任者
木澤 義之

緩和ケアおよび精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会

開催要項

本年度は、事前学習とライブ配信による開催といたします

第 35 回 緩和ケアおよび精神腫瘍学指導者研修会（WEB 開催）

● 緩和ケア指導者研修会

研 修 名：緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会

日 時：2021年2月7日（日）ライブ配信

会 場：WEB ※最終受講決定者に事前学習とライブ配信の詳細をご案内いたします

募集人数：100名

参加費：無料

募集期間：2020年10月中旬～下旬頃（予定） ※定員を超える場合は抽選とします

● 精神腫瘍学指導者研修会

研 修 名：精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会

日 時：2021年2月7日（日）ライブ配信

会 場：WEB ※最終受講決定者に事前学習とライブ配信の詳細をご案内いたします

募集人数：100名

参加費：無料

募集期間：2020年10月中旬～下旬頃（予定） ※定員を超える場合は抽選とします

※本指導者研修会を修了すると、緩和・精神腫瘍学両者ともに「集合研修企画責任者」の資格を得ることができます。

※緩和ケア・精神腫瘍学ともに、同一プログラムとなります。

※2020年9月頃にPEACEプロジェクトホームページにて「募集要項」を掲載いたします。

募集詳細については、そちらをご覧ください。

PEACEプロジェクトホームページ URL：<http://www.jspm-peace.jp/>

参加資格

■ 緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会

以下の条件を満たす医師

1. 原則として、研修会受講時点において、一般病院、がん専門施設、診療所、緩和ケア病棟において、がん患者の身体症状の緩和に携わる医師としての経験が5年以上あるもの（ただし初期研修の期間を除く）
2. 所属施設長からの推薦状があるもの
3. 今後、都道府県に協力し、年1回以上各都道府県において開催される「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」に集合研修企画責任者もしくは集合研修協力者として参加すること
4. 指導者研修会のすべての日程を通して参加できること
5. 指導者研修会を修了したことについて、日本緩和医療学会から都道府県のがん対策担当課へ氏名および所属の報告をすることに同意できること
6. 指導者研修会を修了したことについて、日本緩和医療学会ホームページ、PEACE ホームページおよび日本サイコオンコロジー学会ホームページにおいて、氏名・所属・担当診療科を公開することに同意できること
7. 厚生労働省「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知の別添。）もしくは「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添。）に則り開催された緩和ケア研修会を修了していること（研修会修了証書の写し、もしくは研修会修了証明書を提出できること）

■ 精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会

以下の条件を満たす医師

1. 研修会受講時点において、医師としての経験が5年以上あること
2. 研修会受講時点において、標榜する精神科・心療内科の常勤医（週4日勤務以上）として3年以上の経験があり、うち最低1年は総合病院やがん専門病院など、がん患者の診療を行う施設に勤務していること
3. 所属施設長からの推薦状があるもの ※平成29年度より所属施設長のみとなりました
4. 今後、都道府県に協力し、年1回以上各都道府県において開催される「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」に集合研修企画責任者もしくは集合研修協力者として参加すること
5. 指導者研修会のすべての日程を通して参加できること
6. 指導者研修会を修了したことについて、日本緩和医療学会から都道府県のがん対策担当課へ氏名および所属の報告をすることに同意できること
7. 指導者研修会を修了したことについて、日本緩和医療学会ホームページ、PEACE ホームページおよび日本サイコオンコロジー学会ホームページにおいて、氏名・所属・担当診療科を公開することに同意できること
8. 厚生労働省「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知の別添。）もしくは「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添。）に則り開催された緩和ケア研修会を修了していること（研修会修了証書の写し、もしくは研修会修了証明書を提出できること）

ご参加のお申込み

受付方法：〈日本緩和医療学会 PEACE プロジェクト〉ホームページの申込フォームより

※ホームページ URL…<http://www.jspm-peace.jp/>

※受付期間は随時ホームページに掲載されますのでご確認ください

受講決定までの流れ

1) 受付：

ホームページの申込フォームに必要事項を記入し、受付を行います

※受付完了の時点では、受講は決定しませんのでご注意ください

※定員を超える申し込みがある場合には、すべての有効な応募の中から公平公正に抽選を行います

※選考後、受付時にご記入いただいたメールアドレス宛に、受講可否を通知するメールが送られます

2) 参加登録：

指定フォームで参加登録を行います

※指定フォームの画面へは、受講通知メールに記載された URL から入ることができます

3) 書類提出：

指定書類※1と「緩和ケア研修会修了証書（写し）」※2「**e-learning 修了証書（写し）**」※3を郵送で提出します

※1 指定書類…①所属施設長からの承諾・推薦書 ②参加申込理由書 ③略歴

指定書類は、参加登録内容確認後、画面に表示される URL よりダウンロードできます

※2 緩和ケア研修会修了証書（写し）は、以下いずれかの開催指針に準拠したものを提出してください

・厚生労働省「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（旧指針）

・厚生労働省「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」（現行指針）

※3 平成30年度より e-learning 修了証書（写し）の提出が必須となりましたので、旧指針の緩和ケア研修会修了者は、申し込みまでに下記サイトにて受講をお願いいたします

【厚生労働省 がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会 e-learning】

<https://peace.study.jp/>

※書類審査の結果、経験年数などの参加資格を満たしていないと判断される場合もしくは参加希望理由が、本会開催趣旨と合致しない場合には、ご受講いただけなくなる場合がございます

4) 受講決定：

書類審査後、受講が決定した方には、「受講決定通知」をメール及び郵送にてお送りいたします

■お問い合わせ・書類送付先

特定非営利活動法人 日本緩和医療学会事務局

厚生労働省委託事業 PEACE プロジェクト「指導者研修会」担当係

〒550-0001

大阪府大阪市西区土佐堀 1-4-8

日栄ビル 603B 号室

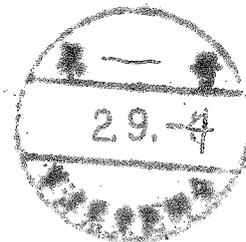
Tel：06-6479-1031 Fax：06-6479-1032

E-mail：itaku@jspm.ne.jp

<http://www.jspm-peace.jp/>



Japanese Society for Palliative Medicine



令和2年9月

各郡市区医師会 感染症危機管理担当理事 様

公益財団法人予防接種リサーチセンター
理事長 下田 智久

予防接種関連ガイドライン等冊子御案内について
(関係各位への情報提供、機関誌等への掲載及び購入のお願い)

日頃、当財団の事業運営につきまして御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当財団では本年もより安全で有効な予防接種の実施を推進するため、下記の冊子を頒布しております。

これらの図書は、予防接種を実施される医師の先生方や、予防接種にかかわる皆様方のお役に立ち御利用いただけるものと存じます。関係各位のお力添えを賜り、安全で有効な予防接種を一層推進するため、冊子発行の案内を機関誌等で周知していただければ幸甚に存じます。

購入につきましては同梱しております申込書、若しくは9月下旬にホームページ(<http://www.yoboseshu-rc.com/>)掲載の申込書を御利用ください。

※お申し込みは通年受付けておりますが、年度の途中で完売になる場合もございますので、お早めにお申込ください。

記

「インフルエンザ・肺炎球菌感染症(B類疾病)予防接種ガイドライン 2020年度版」(A5判 税込102円)

インフルエンザの定期接種と任意接種及び高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種と任意接種について、医療、行政担当者にとって必要な医療的、法律的なガイドラインをコンパクトに解説しています。

「予防接種必携 令和2年度(2020)」(A4判 税込3,800円)

予防接種に必要な最新の医学的知識を分かり易く解説するとともに、改正された法令、通知を収録しています。新興、再興感染症を含む感染症について、最新の知見に基づき概説するとともに、定期、任意の予防接種について、法律、制度を踏まえた医学的な見解、予防接種を実施する際の注意事項、ワクチンの効果、副反応、予防接種要注意者(基礎的疾患を有する者等)への接種方法、リサーチセンターのホットラインに寄せられる医療現場からの質疑に対する回答(予防接種 Q&A)、間違い防止の留意事項など実務に必要な内容がこの1冊に網羅されています。

公益財団法人予防接種リサーチセンター

所在地：〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町14-1 住友生命日本橋大伝馬町ビル3F

電話：03-6206-2113

FAX：03-5643-8300

Eメール：shuppan@yoboseshu-rc.com

URL：http://www.yoboseshu-rc.com/

【 冊子申込書 】

公益財団法人予防接種リサーチセンター 宛

FAX:03-5643-8300

メール:shuppan@yoboseshu-rc.com

※お申込時は、この用紙のみ送信ください。(送信票は不要です。)



「予防接種必携」発行までは、両冊子の発行時期が異なるため、2種類同時申込の場合は、先に「インフルエンザ・肺炎球菌感染症(B類疾病)予防接種ガイドライン」のみのお届けとなります。
※発行時期を変更する場合があります。当財団ホームページにて、必ず御確認ください。

送信日	2020年()月()日	都道府県名	()
冊子名		申込部数	単価(税込)
[1] 「インフルエンザ・肺炎球菌感染症(B類疾病)予防接種ガイドライン 2020年度版」		()	× ¥102 () 円
送料	[1]は15部以上は、送料無料です。15部未満の場合は送料460円がかかりますので、※欄に「460」と御記入ください。		¥460 (※) 円
[2] 「予防接種必携 令和2年度(2020)」		※9月下旬発行予定 ()	× ¥3,800 (送料込) () 円

※見積書・請求書・納品書の伝票を冊子発送時に同梱します。

請求書等伝票について確認事項
(両冊子購入の方のみ)
※必ずどちらかお選びください。

※[1]と[2]を御購入の方は下記事項を御確認の上、御希望の方に✓を入れてください。
記入がない場合は下記 A の内容で同梱いたします。

- A. 請求書等は[1]と[2]分けずに、[1]発送時に同梱が良い。
- B. 請求書等は[1]と[2]それぞれに分け、各冊子発送時ごとに欲しい。

■お届先■

事業所名: _____

ふりがな: _____

郵便番号: _____

所在地: _____

電話番号: _____

FAX番号: _____

担当課名: _____

担当者(ふりがな): _____ 例: 根津(ねづ)

振込時の名義: カタカナ: _____

■請求書の御指示事項■

請求書宛名	※20文字以内でお願いします。
その他	

■照会先■ 公益財団法人予防接種リサーチセンター <http://www.yoboseshu-rc.com/>
〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町14-1 ☎ 03-6206-2113 FAX:03-5643-8300



滋多連学第5号
令和2年(2020年)9月8日

関係機関各位

滋賀県多職種連携学会事務局

第5回滋賀県多職種連携学会研究大会開催の
ご案内および協賛金・協賛広告のご協力について(依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、保健・医療・福祉・就労・教育の様々な分野における多職種連携の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県の保健・医療・福祉・就労・教育の連携および地域リハビリテーションの推進を図ることを目的に、「第5回滋賀県多職種連携学会研究大会」をWEB会議システムを利用して開催いたします。また、大会の効果的な実施のために別添要項のとおり、協賛金・協賛広告の募集をさせていただくことになりました。

つきましては、本学会の主旨をご理解いただき、皆様方に大会のご参加、および協賛金・協賛広告について、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

滋賀県多職種連携学会事務局

担当: 宮本・押谷

(滋賀県立リハビリテーションセンター内)

〒524-8524

守山市守山5丁目4-30

TEL: 077-582-8157

FAX: 077-582-5726

E-mail: eg3001@pref.shiga.lg.jp

(案)

第5回 滋賀県多職種連携学会研究大会開催要領 (案)

1. 目的

保健・医療・福祉・就労・教育等の関係従事者と当事者や家族が一堂に会し、研究発表や意見交換、講演会などを実施することで新たな知識を得る。また、多職種による協働実践の報告の場として、より一層、本県における質の高い連携または、リハビリテーション活動へと発展することを目的に研究大会を開催する。

2. 主催

滋賀県多職種連携学会（構成団体は別表）

3. 日時

学会期間 11/1～12/21 で調整中

4. 会場

オンライン開催

5. 学会長

一般社団法人滋賀県医師会 会長 越智 眞一

6. 大会長

一般社団法人滋賀県病院協会 理事 鈴木 聡

7. 内 容

●学会テーマ

『新型コロナウイルス感染症予防対策と多職種連携』

○基調講演1

テーマ：「リハビリテーション病院での新型コロナウイルス感染症患者発生の経験から」

講 師：平田 好文 氏

(熊本託麻台リハビリテーション病院 理事長)

○基調講演2

テーマ：「滋賀県内での感染予防対策の取り組み」

基調講演2-①「現場で使える！感染予防対策」

講 師：鈴木 智之 氏

(滋賀県衛生科学センター 主任主査 実地疫学専門家)

基調講演2-②「感染症対応における連携 ～介護と行政～」

講 師：吉村 明浩 氏

(南部介護サービス事業者協議会)

基調講演2-③「感染症発生時に備えた取り組み ～地域自立支援協議会の協議を通して～」

講 師：北川 紘久 氏

(甲賀市・湖南市障がい者基幹相談支援センター)

(案)

8. 参加者

対象：保健・医療・福祉・教育等関係従事者と当事者や家族

9. 参加費

オンライン視聴 1000円

10. 申し込み方法

Peatixより申し込み QRコードを使うと便利です。

<https://peatix.com/event/1602197>



お申し込みいただいたメールアドレスに、YouTubeの視聴アドレスを後日送信させていただきます。

10. 事務局

滋賀県立リハビリテーションセンター内（滋賀県守山市守山5丁目4-30）

(案)

別表

一般社団法人滋賀県医師会
一般社団法人滋賀県病院協会
一般社団法人滋賀県歯科医師会
一般社団法人滋賀県薬剤師会
一般社団法人滋賀県作業療法士会
一般社団法人滋賀県介護福祉士会
一般社団法人滋賀県歯科衛生士会
一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会
公益社団法人滋賀県私立病院協会
公益社団法人滋賀県看護協会
公益社団法人滋賀県理学療法士会
公益社団法人滋賀県社会福祉士会
公益社団法人滋賀県栄養士会
公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
滋賀県言語聴覚士会
滋賀県介護支援専門員連絡協議会
滋賀県介護サービス事業者協議会連合会
滋賀県老人福祉施設協議会
滋賀県児童成人福祉施設協議会
滋賀県障害者自立支援協議会
滋賀県社会就労センター協議会
滋賀障害者職業センター
滋賀県社会就労事業振興センター
滋賀県保健所長会
滋賀県

日本医師会事務局におけるコンピュータウイルス感染と
それを発端にした関係者への不審メール発生に関するお詫びとご報告

令和 2 年 9 月 8 日
公益社団法人 日本医師会

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より会務運営に対しましてご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、令和 2 年 9 月 4 日、日本医師会館内の事務局 LAN に接続しているパソコン端末 1 台がコンピュータウイルス（マルウェア）「Emotet」に感染していることを確認しました。

また、それを発端にして、同端末上のメールソフトで過去にやり取りをした関係者（本会職員、都道府県医師会職員、関係省庁職員など）の名前を騙る不審メールが、日医やこれらの関係者とは全く無関係なサーバより送信されるようになったことを確認しております。

関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。本件の経緯等について、下記の通りご報告いたします。

記

1. 経緯

9 月 4 日（金）始業後、本会事務局のパソコン端末 1 台が、受信したメールに添付されていた Word ファイル（.doc）を開いたことにより、コンピュータウイルス（マルウェア）「Emotet」に感染いたしました。日医メールサーバ上では、対策ソフトによるメールチェックを行っており、通常、Word 型の「Emotet」については、各パソコンのメールソフト到達前に駆除できておりますが、今回の原因となったメールについては駆除できずに、Word ファイルが添付された状態で届いておりました。

4 日正午前後から、同端末上のメールソフトで過去にやり取りをした関係者（本会職員、都道府県医師会職員、関係省庁職員など）の名前を騙り、過去のメール本文のコピーを含む内容の不審メールが、無関係な外部のメールサーバより送信されるようになりました。不審メールの宛先は、同端末上のメールソフトで過去にやり取りをした相手先アドレスになります。

なお、送信者名は前述の通り実在の関係者を騙っておりますが、送信元のアドレス自体は架空のアドレスとなっております。

4 日 18 時過ぎに感染したパソコン端末を特定、館内 LAN から切り離した上で、Emotet を駆除いたしました。同端末については、さらに複数のウイルスチェックツールにて確認を実施した後、情報保全のために保管しておりますが、再利用するにはクリーンインストールを実施するか、もしくは然るべき処理を実施した上で廃棄する予定です。

また、感染端末特定時点では、同部署の他のパソコン端末について、そして、9 月

7日(月)には、館内LANに接続している稼働中のすべてのパソコン端末について、JPCERT CCが提供するチェックツール「EmoCheck」による感染確認を実施し、感染していたのが当該端末1台であった旨を確認いたしました(同日に所有者不在で起動できなかった端末についても、順次速やかに実施いたします)。

同ウイルスに関する過去の報告および現時点での不審メールの内容から、感染した端末のメールソフトに履歴の残っていた「送受信した相手のメールアドレスと名前」「メール本文」が漏洩していることは事実ですが、それ以外の漏洩情報を把握することは不可能です。なお、当該端末では会員情報等の個人情報は扱っておりません。

2. 本会の関係者を騙る不審メールを受信された皆様へのごお願い

本会の職員を名乗るメールを受信し、かつ添付ファイルが付いている場合、メールアドレスをご確認ください。本会職員が業務用に使っているメールにつきましては、基本的に「****@****.med.or.jp」を利用しておりますので、これ以外のアドレスからで、かつ心当たりのないアドレスからのメールにつきましては、削除いただけますよう、よろしくごお願い申し上げます。

また、本会の職員以外に、都道府県医師会事務局や、厚生労働省などの関係省庁、関連業者等を名乗っているケースもありますので、添付ファイルを開封する前にメールアドレスが正しいものであるかご確認をお願いいたします。

なお、「Emotet」の不審メールについては、Wordファイルが添付されているケース以外に、Wordファイルの入ったパスワード付きzipファイルが添付され、メール本文にパスワードが記載されているという新たなパターンが多く見受けられます。パスワード付きzipの場合、一般的なメールサーバ上のウイルス対策では防げない可能性が極めて高くなりますので、一層の注意が必要となります。

「Emotet」の詳細につきましては、下記「JPCERT/CC」サイトをご覧ください。

◆マルウェア Emotet の感染拡大および新たな攻撃手法について

<https://www.jpcert.or.jp/newsflash/2020090401.html>

◆上記からリンクされている「マルウェア Emotet への対応 FAQ」

※2019年10月以降のEmotetに感染するWordファイルの表示例の紹介と共に、チェックツールの説明があり、ダウンロードできるようになっています。

<https://blogs.jpcert.or.jp/ja/2019/12/emotetfaq.html>

3. 今後の対策について

今回については、入口対策(メールサーバ上でのウイルスチェック)で侵入を防ぐことができませんでしたが、さらにパスワード付きzipの添付という新たな手口も出てきていることから、従来から実施している入口対策と各端末上での対策に加え、出口対策(漏洩対策)の仕組みについても早期に導入したいと考えております。

また、システム面での対応だけでなく、研修等を通じて各役職員の情報セキュリティに関するリテラシー向上についても図っていく所存です。

今回の件につきましては、引き続き調査を行い、新たな事実が判明しましたらご報告いたします。関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ先：日本医師会情報システム課 TEL：03-3946-2121（代表）／E-Mail：wwwinfo@po.med.or.jp
--

草津栗東医師会

差出人: SatoshiTsukamoto <stsukamo@po.med.or.jp> は chiiki_1@po.med.or.jp の代理
送信日時: 2020年9月18日金曜日 16:35
宛先: gunshiml@po.med.or.jp
CC: chiiki_1@po.med.or.jp
件名: [gunshiml:9653] 防災推進国民大会2020（ぼうさいこくたい2020）について

郡市区等医師会 各位

お世話になっております。
日本医師会 地域医療課と申します。

来る10月3日（土）に、本会の中川俊男会長が議員として参画しております防災推進国民会議（議長 大塚義治日本赤十字社社長）が主催者の一員となり、「防災推進国民大会2020（ぼうさいこくたい2020）」がオンライン上にて開催される予定です。

本会といたしましては、
広島県医師会、呉市医師会、熊本県医師会、人吉市医師会、岩手県医師会のご協力の下、
「豪雨災害と医療連携」をテーマにシンポジウムセッションを配信する予定となっております。

この度、特設サイトが開設され、
下記 URL より日医提供セッションのページをご覧いただくことができるようになりましたので、
メールで失礼いたしますが、ご案内の連絡を差し上げます。

<https://bosei-kokutai.com/session/detail/SS-24/>

また、配信時間は、
・10月3日（土） 15:30～17:00
と決定しましたので、よろしくご視聴頂ければ幸いです。
（ご視聴は無料で可能です）

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、
貴会管下会員等への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。
さらに貴会会員だけでなく、一般の方々のご参加につきご周知いただけましたら幸甚に存じます。

ご不明点がございましたら、下記担当者までご連絡下さい。
何卒よろしくお願いいたします。

日本医師会 地域医療課 塚本悟史

〒113-8621
東京都文京区本駒込 2-28-16
TEL : 03-3946-2121(代表)
FAX : 03-3946-6295
Mail : stsukamo@po.med.or.jp

滋 医 政 第 1104 号
令和 2 年 (2020 年) 9 月 11 日

各地域医師会長 様

滋賀県健康医療福祉部長
(公印省略)

外来診療・検査体制の見直しと更なる拡充に向けて (通知)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に日々ご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。
これまで、本県の新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる人への外来診療・検査については、関係機関にご協力いただきながら、必要と判断されたすべての疑い例について確実に検査を行うとともに、感染拡大防止に向けて積極的に疫学調査を行い、帰国者・接触者外来の設置、行政検査の外部委託、地域外来・検査センターの設置および医療機関における保険適用検査の拡大などにより、体制整備を進めてきたところです。

今後、季節性インフルエンザの流行期を控え、発熱等の症状を訴える人が大幅に増え、新型コロナウイルス感染症に係る検査等の需要が急増すると見込まれます。

さらに、感染が疑われる人が、相談から受診・検査まで、スムーズにつなげられる体制を整備する必要があるほか、感染拡大防止を目的とした積極的疫学調査においては、状況に応じてきめ細かな検査を実施していくことが求められています。

このような状況等を踏まえて、今般、関係者のご意見を伺い、別添のとおり外来診療・検査体制の見直しと更なる拡充に向けた今後の考え方をとりまとめましたので、通知します。

今後、各保健医療圏域において、市町や医師会、病院など関係機関と協議の上、10月中を目途に、発熱患者等が、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関等に相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を整備していきたいと存じますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

滋賀県健康医療福祉部 医療政策課感染症対策室

(相談・外来・検査体制整備チーム)

TEL : 077-528-3657 / FAX : 077-528-4857

E-Mail : coronataisaku10@pref.shiga.lg.jp

外来診療・検査体制の見直しと更なる拡充に向けて

令和2年9月10日
滋賀県健康医療福祉部

これまで、新型コロナウイルスへの感染が疑われる人への外来診療・検査については、必要と判断されたすべての疑い例について確実に検査を行うとともに、感染拡大防止に向けて積極的に疫学調査を行い、帰国者・接触者外来の設置、県衛生科学センターの人員体制や機器の整備、行政検査の外部委託、地域外来・検査センターの設置および医療機関における保険適用検査の拡大などにより体制整備を進めてきた。

今後、季節性インフルエンザの流行期を控え、発熱等の症状を訴える人が大幅に増えることが見込まれるが、新型コロナウイルス感染症の初期症状はインフルエンザや感冒に似ていることから、新型コロナウイルスについても検査等の需要が急増することが見込まれる。

加えて、感染が疑われる人が、相談から受診・検査まで、スムーズにつなげられる体制を整備する必要があるほか、感染拡大防止を目的とした積極的疫学調査においては、対象者を柔軟にとらえて、よりきめ細かな検査を行っていくことが求められている。

こういった検査需要増や課題に対応するためには、これまで、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の外来診療および検査は、帰国者・接触者外来や地域外来・検査センターなど、病院を中心に行ってきたところであるが、今後は、地域の身近な医療機関において、受診相談、外来診療や検体採取、簡易キットによる抗原定性検査を行えるようにするなどして、これまでの外来・検査体制を抜本的に見直し、病院との役割分担を明確にしながら、更なる外来診療・検査体制の拡充を図る必要がある。

1. 季節性インフルエンザ流行期に拡大する検査需要の見込みについて

- 本年3～5月にかけての感染流行が収まった後、次の感染拡大に向けての患者推計を元に、検査需要のピークを1日当たり720件（行政検査および保険適用検査）と見込み、体制の拡大を進めてきたところ。
- しかしながら、季節性インフルエンザの流行による発熱患者増の影響を見込んだ場合、冬場に1日平均で、全国の20万件に対応して、滋賀県では2,000件程度の需要（※）が追加で見込まれることから、更なる体制の拡充を図る必要がある。

（※ 今後発出される予定の国の指針に基づき、需要量は改めて算出）

2 積極的疫学調査（感染拡大防止）

- これまで、陽性患者が発生した場合は、保健所は積極的疫学調査を行い、濃厚接触者を特定し、濃厚接触者等に対して、行政検査を行ってきた。

- さらに、感染拡大を防止するため、積極的疫学調査を行い、以下の点に留意して必要な検査を実施することとする。

(1) 高齢者福祉施設等

- 重症化のリスクが高いとされる高齢者が利用する福祉施設等においては、患者が発生し、施設内でクラスターが発生した場合の影響が極めて大きくなることから、早期の対応が重要となる。このため、普段から、施設従事者や利用者の健康観察を行い、発熱患者が増加するなどの兆候が見られた場合、その発熱患者を隔離するとともに、保健所等に相談するよう各施設に対し通知しているところである（令和2年8月5日付け滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長事務連絡）。
- 施設内で陽性患者が発生した場合は、保健所において、濃厚接触者に加え、無症状者を含めて、広く入所者や職員を対象とした一斉の検査を実施するなど、施設内の感染拡大防止に必要な検査を積極的に行う。
- 継続して陽性患者が確認されるなど、さらなる対策が必要な場合は、当初の検査で陰性が確認された人等を対象とした再度の一斉検査を行うなど、必要な対策を講じることとする。

(2) クラスタ発生時

- クラスタが発生し、その連鎖が特定の集団の外部に波及する兆候があるなど、大規模な感染拡大につながる恐れのある場合は、感染拡大の終息が見込まれるまでの間、保健所において、感染者との接触が確認された者に加え、広く関係者を対象とした一斉の検査を実施するなど、感染拡大防止に必要な検査を積極的に行う。

3 行政検査

- これまで、行政検査については、保健所や帰国者・接触者外来で採取された検体を、県衛生科学センターで検査するほか、一部滋賀医科大学へ検査を委託して対応してきた。
- 今後は、滋賀医科大学での検査増に加えて、民間検査機関や検査機器を整備した病院への委託を行うことにより行政検査体制の拡充を図るものとし、次の対応を行う。

(1) 県衛生科学センターでの検査

- 新しい検査手法の確立や検査機関の増加に伴い、今後、診断（陰性・陽性の判断）や確認のための検査は、滋賀医科大学や民間検査機関、検査機器を整備した病院への委託による実施を増やし、県衛生科学センターにおいては、主に、感染拡大防止やクラスター対策のための濃厚接触者等に対する検査を実施する体制に移行していくものとする。

(2) 行政検査の委託（PCR検査）

- 県衛生科学センターでの検査のほか、滋賀医科大学や民間検査機関への行政検査の委託を拡大する。
- 県は、検査機器を整備した病院との間で、あらかじめ行政検査の委託契約を締結しておき、クラスター発生などにより一時的に検査対象者が急増した場合などには、行政検査の実施を要請する。

(3) 行政検査への協力依頼（検体採取）

- 濃厚接触者などへの、積極的疫学調査に係る検査（検体採取）は、主に保健所または帰国者・接触者外来において行っているが、特に、クラスター発生などで、一時に多くの検体採取が必要な場合や、小児の検体採取など保健所での対応が難しい場合は、帰国者・接触者外来等に検査協力を求めることとする。
- 検査対象者が、保健所や帰国者・接触者外来等医療機関への移動が困難な場合や、感染拡大防止等の観点から、検査対象者を移動させずに検体採取を行う必要がある場合には、医師等を現地等に派遣して検体採取を行うことができるよう、保健所は、必要に応じて、圏域内の医療機関の協力を得ながら「出張検体採取チーム」を編成するなど、体制整備を検討するものとする。

4 保険適用検査

- 新型コロナウイルス感染症に係る検査は、医師の判断に基づき診療の一環として行われる保険適用検査についても、感染症のまん延防止という行政検査と同様の観点を有するとされ、患者の自己負担額を公費により負担している。
- また、これまで発熱患者等は、まず帰国者・接触者相談センターに電話等で相談し、受診に関する案内を受ける対応としてきたが、今後、検査需要の拡大に対応しながら、発熱患者等に適切に受診等の案内が行えるよう、かかりつけ医など地域の身近な医療機関において、相談・外来診療・検査を一連の流れで対応できるようにするなど、10月中を目途に、以下の体制整備を進めることとする。

(1) 相談体制

- 発熱患者等が、帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医などの地域で身近な医療機関等に相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を整備する。
- 体制整備に当たっては、地域でプライマリケアを担っている診療所等との調整を行い、多くの医療機関で相談・外来診療・検査を担う体制を構築していくことが重要となるため、保健医療圏域での協議を行うこととする。

- 発熱患者等が、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関にまずは電話等で相談を行い、当該医療機関も含め、診療可能な医療機関を案内してもらい、必要に応じて検査を受けることができる体制を、地域の実情に応じて多くの医療機関で整備する。
- 上記の体制整備により、これまでの帰国者・接触者相談センターは、症状のある患者の相談を受け、「疑い例」に該当する人について、保健所に連絡するという従前の役割が解消されることとなる。今後は、夜間・休日の緊急時や、住民が相談する医療機関に迷った場合に受診可能な医療機関を案内するなど、「受診・相談センター」として、体制を維持・確保することとする。

(2) 地域の診療所での外来診療、検体採取・検査

- 発熱患者等が、帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等に相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を整備する。
- 県は、検査を実施する医療機関との間で、行政検査を委託する旨の契約を締結することとし、診療所など地域の医療機関に対しては、一般社団法人 滋賀県医師会をとりまとめ機関とする集合契約を締結するものとする。
- 県と契約を締結し、発熱患者等の診療または検査を行う医療機関を「診療・検査医療機関」として、県が指定する。県は、地域において、かかりつけ医などの身近な多くの医療機関で発熱患者等の診療・検査ができるよう、環境整備に努める。
- 保健医療圏域ごとにおいても、地域の身近な医療機関や地域外来・検査センターなどで、十分な相談・外来診療・検査体制が整備されるよう、郡市医師会等関係機関等と協議のうえ、体制整備を進める。
- 診療所など地域の医療機関における新型コロナウイルスの検査は、インフルエンザに併せて、簡易・迅速に行う必要があることから、簡易キットによる抗原定性検査を基本とする。
- 地域の医療機関において、必要によりPCR検査等を行う場合は、当該医療機関で採取した検体を民間検査機関等に搬送・送付して検査することとし、県は、必要に応じて、医療機関に対し、全国の民間検査機関の情報を提供する。
- 「診療・検査医療機関」に対しては、安全に診療や検査が行えるよう、ゾーニング等に必要な施設整備への補助を行うとともに、必要な个人防护具（サージカルマスク、フェイスシールド、長袖ガウン、手袋）の配布を行う。
- 相談のあった有症状者に対して、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、「診療・検査医療機関」の対応時間等を、地域の医療機関や「受診・相談センター」の間で随時、情報共有することとする。
- 県は、関係機関等と連携して、県民に対して、発熱等の症状がある場合、どこに相談・受診すればよいのか、受診した後どのように検査につながるのかをわかりやすく示すとともに、適切な受診行動を促すための広報啓発を行う。

(3) 地域外来・検査センターの活用・機能充実

- 発熱患者等を外来診療せず、検査（検体採取）しない地域の医療機関は、緊急時や重症者への検査を除いて、「診療・検査医療機関」または地域外来・検査センターでの検査を紹介することとする。今後の増大する検査需要に対応するためには、地域外来・検査センターの設置をさらに増やす必要があり、医師会等による設置を促進する。
- 保健医療圏域内において、発熱患者等を診療・検査する医療機関が不足する場合は、郡市医師会の協力を得ながら、地域外来・検査センターの外来診療機能の充実を図るなどの検討を進める（いわゆる発熱外来）。

(4) 帰国者・接触者外来の役割特化

- 軽症者については、地域の医療機関や地域外来・検査センターで診療・検査（検体採取）を行うこととし、帰国者・接触者外来においては、外来設置病院の負担を軽減するため、原則として、休日や夜間の緊急時や入院が見込まれる重症者の診療、濃厚接触者などへの積極的疫学調査による検査（行政検査）に対応する方向とする。

(5) 医療・福祉施設等従事者へのスムーズな検査の実施

- 医療や福祉施設の従事者など、多くの人と対面または身体接触の機会がある人は、通常より感染の機会が多く、また、感染した場合、周囲の社会活動等に及ぼす影響が大きいことから、早期に確実に検査につなぐ必要がある。
- そのため、このような人については、発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の疑いを完全に除外することができない場合は、積極的にPCR検査等が実施されるよう、県から各医療機関に要請することとする。

5 自費診療への補助

- 感染の疑いがなく、本人の希望により検査を受ける場合は、自費診療の扱いとなる。自費診療による検査の拡大によって、行政検査がひっ迫することのないよう留意しつつ、次の対応を行うこととする。

(1) 妊婦への検査

- 妊婦の不安軽減のため、妊娠35週前後の妊婦が希望により検査を受ける場合は、その検査費用に対して定額補助を行う。
- 原則として、妊婦に対する検査は、かかりつけ産科医療機関において検体（主に唾液）を採取し、自院や検査機器を保有する紹介先産科医療機関、または民間検査機関に検体を送付して、PCR検査または抗原定量検査を行う方法とする。

(2) その他

- 感染拡大や重症化を防止する観点から、一定の高齢者や基礎疾患を有する者について、市町において本人の希望により検査を行う場合は、今後、国が支援する仕組みを設けることとなっている。今後、国の制度が明らかになり次第、必要な対応を行う。
- 自費診療による検査が拡大することにより、行政検査がひっ迫することのないよう留意するとともに、仮に行政検査がひっ迫する状況になれば、知事が検査機関に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、行政検査に支障を生じさせないように要請することとする。

6 陽性判明時の対応

- 現在、陽性が判明した場合の入院等の調整にあたっては、滋賀県COVID-19災害コントロールセンターを設置し、災害医療コーディネーターである医師や看護師等が、患者の重症度や生活環境、病院の空床状況等を勘案し、入院先や搬送方法の調整を県全体で一元化して行っている。
- 今後、検査体制の拡充に伴い、次の対応を行うこととする。

(1) 入院・搬送コントロールの仕組みの再構築等

- 検査体制の拡充に伴い、「診療・検査医療機関」である地域の医療機関において、簡易キットによる抗原定性検査が行われるようになると、さまざまな場所で、あらゆる時間帯に、数多くの陽性者が判明する可能性があり、現在の入院・搬送コントロールの仕組みを再構築する必要性が生じる。
- 具体的には、陽性判明時の保健所への届出や、入院が必要な時の感染症指定医療機関等との連携、入院・入所先の決定方法、搬送の手配などにおいて、対応方針や手順を再構築する必要性が生じると考えられる。
- なお、国においては、保健所や医療機関の負担の軽減や病床の効率的な運用を図るため、「軽症者や無症状者については宿泊療養（適切な者は自宅療養）での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化していく」との方針が示されている。今後、国の具体的な方針を踏まえた上で、本県の感染動向や、医療機関への負荷の状況などを勘案しつつ、入院・療養のあり方、陽性判明時の入院・搬送等の対応方針を決定していくこととする。

7 体制整備を進めるにあたって

(1) 関係者との協議（全県域）

- 県は、外来診療・検査体制の拡充を含め、新型コロナウイルス感染症に係る対策を進めるにあたっては、必要に応じて、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策協議会を開催し、関係機関等と協議を行いながら推進するものとする。

(2) 保健医療圏域ごとの調整

- 発熱患者等が、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関に電話等で相談を行い、当該医療機関も含め、診療可能な医療機関を案内してもらい、必要に応じて検査を受けることができる体制が、地域の実情に応じて整備されるよう、保健所が中心となり、保健医療圏域ごとに管内の市町や医師会など関係機関と協議して、体制整備を進めるものとする。

(3) 体制整備に向けてのスケジュール

- インフルエンザ流行時に向けた検査体制整備については、9月中を目途に、検査を行う医療機関との間で県医師会とりまとめによる集合契約を締結し、10月中を目途に、保健医療圏域ごとの体制整備を図るものとする。

8 今後の考慮事項

- 今後の検査体制整備に向けては、以下の状況変化を注視する必要がある。
 - ・ 感染症法に基づく権限の運用についての見直し
 - ・ 新たな検査方法の承認

9 検査体制整備計画の策定

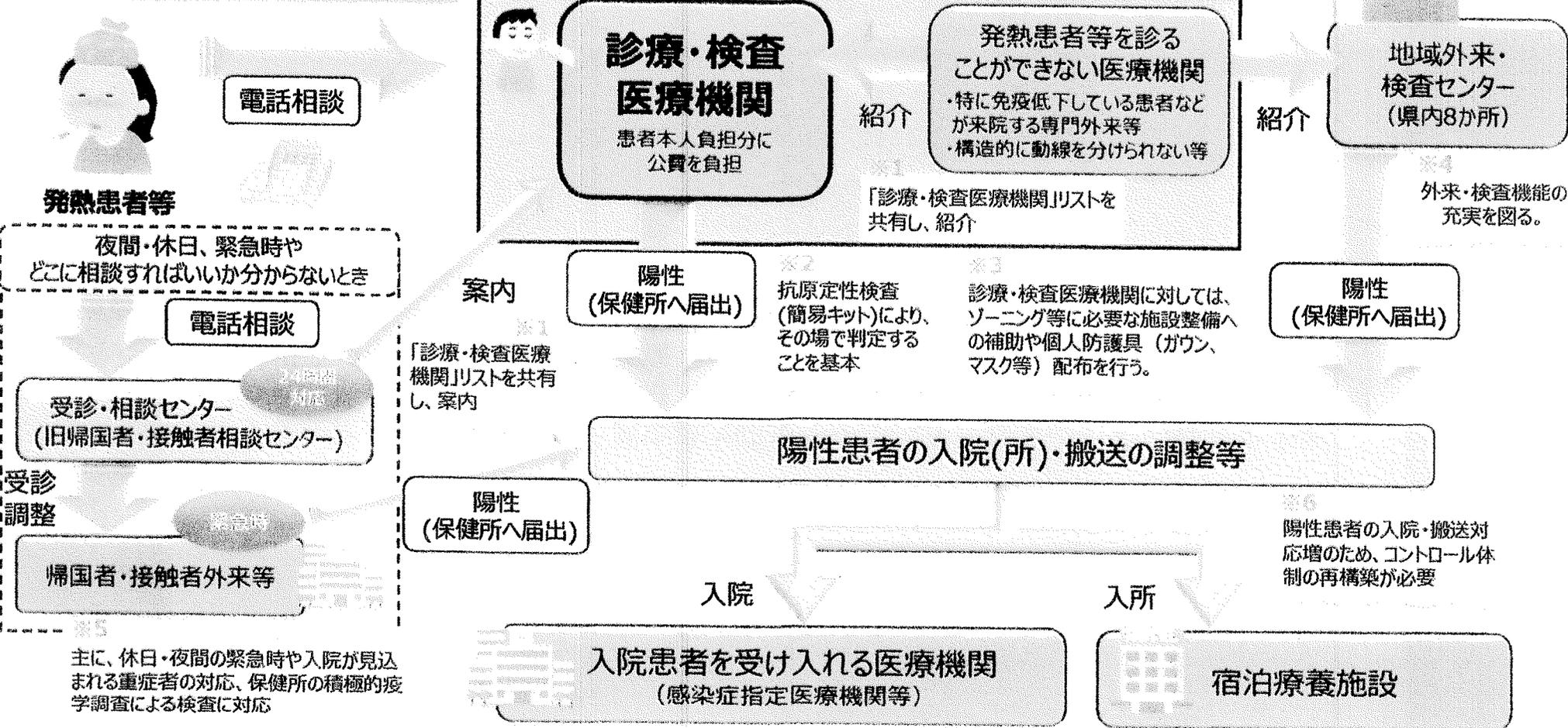
- 令和2年8月28日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」において、「国の示す指針に基づき、都道府県は早期に新たな検査体制整備計画を策定する」とされていることから、今後、国の指針を待って、次のインフルエンザ流行を見据えた検査需要、検査体制、検査（分析）能力等を示した検査体制整備計画を策定することとする。

10 関係する国の方針、事務連絡等

- 外来診療・検査体制の見直しと更なる拡充に向けては、以下の決定や事務連絡など、国の方針を踏まえて推進するものとする。
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」
令和2年8月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定
 - ・ 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」
令和2年9月4日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡

- 季節性インフルエンザの流行による発熱者の増により、新型コロナウイルスについて検査需要増の見込み。(※)今後示される国の指針に基づき改めて算出
- ピーク時/2022年の検査需要に加え、インフル流行期1日平均で、全国20万件 → 滋賀県では 1000件程度 の検査需要増
- 感染が疑われる人が、相談から受診・検査まで、スムーズにつなげられる体制を整備する必要があるほか、感染拡大防止を目的とした積極的疫学調査においては、状況に応じてきめ細かに検査を実施。
- こうしたことから、発熱患者等がかかりつけ医等の地域で身近な医療機関等へ相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を整備。

1. インフルエンザ流行時に向けた相談・受診・検査体制整備



- 相談から受診・検査等の流れを分かりやすく示すとともに、適切な受診行動を促すための 県民向け広報啓発 を行う。
- 検査を行う医療機関と、県医師会とりまとめによる集合契約を締結 (9月中) し、10月中を目途に保健医療機関ごとの体制整備を図る。

Ⅱ. その他の検査体制の見直し・拡充

【1. 積極的疫学調査（感染拡大防止）】

- 高齢者福祉施設等での兆候把握、早期対応を実施するほか、濃厚接触者に加え、無症状者を含めて、広く入所者や職員を対象とした一斉の検査を実施
- クラスター発生時で、外部への波及の兆候があるなど大規模感染につながる恐れがある場合には、広く関係者を対象に一斉検査を実施

【2. 行政検査】

- 県衛生科学センターにおいては、主に、感染拡大防止やクラスター対策のための検査を実施
- 滋賀医科大学や民間検査機関等への委託を拡大
- 急な検査数増の場合、検査機器整備病院に検査を委託
- 小児の検体採取など保健所での対応が困難な場合は、医療機関に検体採取の協力を依頼
- 必要により医師を派遣して検体の採取ができるよう、圏域の医療機関の協力による「出張検体採取チーム」の編成を検討

【3. 保険適用検査】

- 医療・福祉施設従事者等については、感染した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、早期に確実に検査につなげられるよう、医療機関に要請

【4. 自費診療への補助】

- 妊娠35週前後の妊婦が希望により検査した場合、本人負担に対し定額補助
- 一定の高齢者等について、市町が本人の希望により行う検査については、国の制度を踏まえ対応

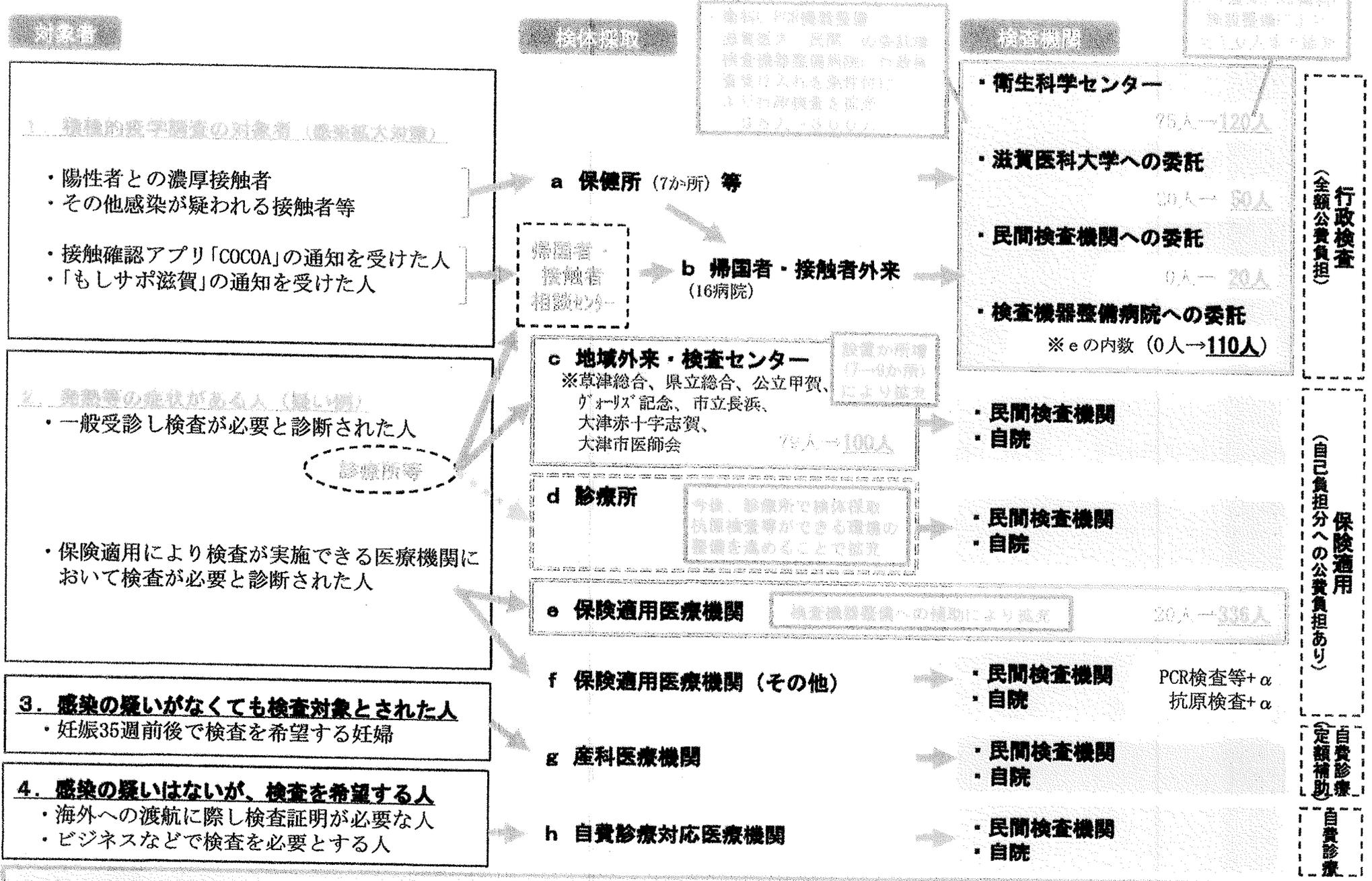
【5. 今後の考慮事項】

- 感染症法に基づく権限の運用見直しや、新たな検査方法の承認といった今後の状況変化を考慮

【6. 検査体制整備計画の策定】

- 今後、国の指針を待って、次のインフルエンザ流行を見据えた検査需要、検査体制、検査（分析）能力等を示した検査体制整備計画を策定

新型コロナウイルス感染症 検査体制拡大に向けて (令和2年8月25日現在)



※ピーク時検査需要見込み 720人に対し、
 1日当たり検査可能数 (1+2) を 194人+α → 626人+α に拡大
 (現状) (ピーク時)

【参考】検査の種類と特性 (令和2年7月17日～)

検査の対象者		PCR検査(LAMP法含む)		抗原定量検査		抗原定性検査(簡易キット)	
		鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液
有症状者 (症状発症者含む)	発症から9日目以内	○	○	○	○	○(※1)	×(※2)
	発症から10日目以降	○	×	○	×	△(※3)	×(※2)
無症状者		○	○	○	○	×(※2)	×(※2)
備考		検体を検査機関に搬送して実施		検体を検査機関に搬送して実施		検体採取場所で行う	
		抗原定性検査より少ない量のウイルスを検出できる		抗原定性検査より少ない量のウイルスを検出できる		検出には、一定以上のウイルス量が必要	
				富士レビオ「ルミパルスSARS-CoV-2Ag」	富士レビオ「エスプラインSARS-CoV-2」		

※1：抗原検査（簡易キット）については、発症2日目から9日目以内

※2：検査メーカーにおいて有症状唾液については大学と共同研究中、無症状者については共同研究予定。

※3：使用可能だが、陰性の場合は鼻咽頭PCR検査を行う必要あり

次のインフルエンザ流行に備えた体制整備についての要望等

草津栗東医師会

インフルエンザ流行期における地域の発熱患者に対する医療体制整備について、現時点では不明な点が多く、最終的な判断は難しい状況ですが、草津栗東医師会において予備的な意向調査を行い検討いたしました。

やはり大半の医療機関は、発熱患者を空間的・時間的に隔離して診療することは事実上不可能であり、また診療・検査医療機関（仮）に登録すると、風評により一般の患者の受診抑制がかかり経営上困るのではないかと、登録医療機関が少ない場合、発熱患者が集中して日常診療に支障が出るのではないかと、診療によって医師やスタッフが COVID-19 に感染し休業を余儀なくされた場合に補償されるのか、などの問題があり、診療・検査医療機関への登録を考えておられる医療機関は極少数です。登録を検討しておられる医療機関も、ホームページなどでの情報公開については否定的です。また个人防护具や抗原検査キットの供給についても不安視する声が多いです。

一方発熱患者は一切診ない、という医療機関も極少数です。

多くの医療機関は、かかりつけ患者の熱発・風邪症状については診療するが、検体採取を要する検査は施行せずに臨床診断で投薬などを行い、要すれば病院の発熱外来や検査センターに紹介する、または鼻咽頭拭い液での迅速抗原検査は施行しないが、要すれば唾液による COVID-19 の PCR 検査は保険診療として認められるなら行う、という考えです。さらに状況によっては（無理なく安全に行えるようであれば）最小限迅速抗原検査も検討するという医療機関もあります。

多くの診療所が契約している、滋賀県内の民間検査会社でも、この冬に向けて唾液 PCR 検査の体制を強化する予定とのことですし、厚労省からの新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取り扱いについての事務連絡（6/2、7/17）においても唾液による PCR 検査のみを行う医療機関も広く行政契約の締結を行うよう勧められています。

そもそも COVID-19 陽性者でも、無症状であったり、熱発を伴わない軽微な上気道炎症のみであったりすることも多いとされ、すべての診療科の医療機関が対策すべき問題です。一部の診療所や病院に負担が集中することがないように、できるだけ多くの医療機関が、地域のかかりつけ医として従来どおり、可能な範囲で、安全な範囲で発熱・風邪症状の患者の診療を行うべきであると考えます。しかし感染対策が不十分な地域の診療所が無理して検体採取などを行い、医療従事者が多く感染してしまい次々に休業するようなことになれば、文字通り地域医療は崩壊してしまいます。

発熱患者に対して、症状や周囲の状況から（迅速抗原検査なしで）インフルエンザと診断した場合、患者の同意が得られれば抗インフルエンザ薬（内服）を投薬し、要求されればインフルエンザとして診断書など作成し（この場合 COVID-19 の可能性もある

ことから7日間程度の長めの休学・休業を指示する)、医師が必要と判断した場合は慎重に症例を選んでCOVID-19唾液PCR検査を平行して行う、さらに医療機関によっては、空間的・時間的に安全に行える状況であれば、インフル、コロナの迅速抗原検査も検討する、症状の重い患者は病院に紹介する、というスタンスの多くの診療所が、広く行政検査のできる医療機関として契約できるようにしていただきたいと考えます。滋賀県医師会での集合契約を希望します。上記の場合、レセプト病名として、①インフルエンザ、②COVID-19の疑い、となることが問題ない旨を県全体として確認する必要があります。また長めの期間の診断書を発行することや(学級閉鎖の増加や事業所での人員の問題)、インフルエンザあるいはCOVID-19に関する正確な診断を強要しないよう、県内の全事業所や学校現場に周知する必要があると考えます。

地域の診療所での抗原検査や唾液PCR検査などでCOVID-19と診断された場合、以降の当該患者の療養(入院、宿泊療養、自宅療養、患者の移動手段)については保健所に連絡することで、COVID-19コントロールセンターから手配していただくことになるのだと思いますが、夕方遅くの時間帯や土曜日などの連絡方法を再確認する必要があると考えます。

例年多くの診療所が、サージカルマスクとせいぜい手袋をするくらいの感染対策で、季節性インフルエンザに対する迅速抗原検査を数多く行ってきたいるわけですので、COVID-19が指定感染症である以上、現時点で同様に扱うことはできませんが、できるだけ多くの診療所が広く発熱患者の診療が行えるよう、各医療機関において、可能な範囲で、できるときには抗原検査や唾液PCR検査を行い、できないときには臨床診断で治療を開始するといった柔軟な体制でも、行政検査医療機関(検査・診療医療機関)として広く登録しておき、流行状況をみながらフレキシブルに対応できる体制を滋賀県全体として構築するべきであると考えます。また日常の診療によってCOVID-19に罹患し、休業を余儀なくされた場合の休業補償についても県として検討いただけるよう要請していただきますようお願いいたします。

甲賀湖南医師会

- ・当初はインフルエンザシーズンにおける発熱患者への医療体制としての対応を考えていたが、今回の体制整備というのは要するに新型コロナの検査をする地域の開業医や病院を増やすことが狙いであり、我々はそれにどう対応するかということになります。実態に合っていない2類感染症相当（一部1類相当扱い）で地域の医療機関に新型コロナの検査をせざるを得ないように誘導する施策には賛同できませんが、現実的には提示された診療体制整備の中で、それぞれの医療機関で可能な対応や運用方法を考えざるを得ません。
- ・屋外（例えば自家用車の車内）にいる患者に対して鼻腔検査を行う場合でもガウンまで着用する必要があるのでしょうか？
- ・インフルエンザの検査を含む発熱患者の診察だけでは、防護具は配布されないのでしょうか。また、新型コロナについては唾液検査のみ対応可という医療機関への防護具の分配はされるのでしょうか？
- ・コロナの検査を行う医療機関に対して、県が責任を持って検査キットを入手できるように分配してもらえるのでしょうか？
- ・医療機関の公表については各医療機関の院長の裁量でというわけにはいかないのでしょうか？
- ・現状の2類感染症相当（一部1類）のままで、コロナ陽性者の初期診療を、検査をしてしまった我々開業医が担当することになれば、患者に結果連絡、保健所に発生届の連絡をしなければならぬわけで、開業医と職員の業務が発生します。もし、コロナ陽性者が大量発生となれば、どうなるでしょう。重症であれば開業医でもすぐに対応は当たり前ですが、発熱のみの患者にそこまでの業務が発生することを覚悟しなくてはなりません。おそらく2類相当のままで大量発生した時の事態を想定していないのだと思います。

東近江医師会

- ・「検査・診療医療機関」の指定は手上げ方式でしょうか、指名方式でしょうか？
- ・在宅療養をしている患者が発熱して往診の依頼があった場合、訪問診療を行うことになるが、在宅における感染対策のマニュアルなどがあればご教授いただきたい。
- ・厚生労働省の方針は、都道府県と医師会に丸投げとの印象です。感染症学会の指針でも、開業医が積極的に検査をするように勧めています。その前に、我々の不安を解消していただかねばなりません。検査方法の最近の情報も知りたいです。感染防護具の購入見込みを知らせることも当然です。厚生労働省はすべての情報を開示した後に、開業医に選択を委ねるべきでしょう。

高島市医師会

- ・高島市では、高島市民病院が発熱外来を開設しており、マキノ病院、今津病院においても開設の方向で動いています。今後、インフルエンザが流行すれば一般の開業医でも検査などしないと無理であろう。

インフルエンザワクチン予防接種事業について

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の拡大期と季節性インフルエンザの流行期が重なった場合、診療所等においては新型コロナウイルス感染症への対策として、発熱等の症状を持つ方の受診等を断る等の方策を取ることや、帰国者・接触者外来にインフルエンザの患者が誘導されることも予測され、それぞれの治療に悪影響を及ぼすことが考えられる。

このため、多くの県民がインフルエンザの予防接種を受け、インフルエンザの罹患者を低減させることで、医療現場の混乱を抑えることは重要と考えられる。

については、高齢者、義務教育以下の子ども、妊婦についてインフルエンザワクチン接種率の向上を図るため、個人負担の軽減を図るべく県が市町に対し補助する。

2. 補助範囲の理由

①高齢者(心臓等に障害があり身の回りの生活を制限される60歳以上の者を含む)

- ・インフルエンザワクチンの発症予防・重症化予防の有効性が認められ、予防接種法上の定期の接種対象者となっており、新型コロナウイルス感染症およびインフルエンザともに重症化リスクが高い。
- ・国において、インフルエンザワクチン接種の優先順位の筆頭になっている。

②義務教育以下の子ども

- ・国において、乳幼児から小学校低学年まではインフルエンザワクチン接種の優先対象者とされている。
- ・緊急事態宣言により本年度の授業日数は減少。学校では授業日数の確保に苦慮されており、インフルエンザの流行により学級閉鎖・学校閉鎖による授業日数の減少を抑える必要がある。

③妊婦

- ・国において、インフルエンザワクチン接種の優先対象者とされている。
- ・発熱時にはインフルエンザと鑑別して新型コロナウイルス感染症の治療に迅速につながる必要性があり、インフルエンザ罹患を防ぎ妊婦の不安を解消する必要がある。

3. 積算

①高齢者

$$186,402 \text{ 人 (H30 接種者数)} \times 1.2 \text{ (接種率の向上)} \times 1,000 \text{ 円/人 (県補助)} \times 1 \text{ 回} \\ \approx 223,692 \text{ 千円}$$

②義務教育以下の子ども

$$167,307 \text{ 人 (0~12 歳)} \times 60\% \text{ (接種率)} \times 1.2 \text{ (接種率の向上)} \\ \times 1,000 \text{ 円/人 (県補助)} \times 2 \text{ 回} \approx 240,923 \text{ 千円}$$

$$41,190 \text{ 人 (13~15 歳)} \times 60\% \text{ (接種率)} \times 1.2 \text{ (接種率の向上)} \\ \times 1,000 \text{ 円/人 (県補助)} \times 1 \text{ 回} \approx 29,657 \text{ 千円}$$

※年齢別人数は「滋賀県推計人口年報」(R1. 10. 1 時点)による

※接種率は全国の平均接種率による

③妊婦

$$11,350 \text{ 人 (H30 出生数)} \times 60\% \text{ (接種率)} \times 1.2 \text{ (接種率の向上)} \\ \times 1,000 \text{ 円/人 (県補助)} \times 1 \text{ 回} = 8,172 \text{ 千円}$$

④①②③の執行にかかる市町事務費(広報や診療所等との通信費等)

$$(\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times 1\% = 502,444 \text{ 千円} \times 1\% \approx 5,025 \text{ 千円}$$

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} \text{ 合計 } 507,469 \text{ 千円}$$

※県補助単価は現行の高齢者自己負担の最安値が1,000円であることから設定

事 務 連 絡
令和 2 年(2020 年)9 月 15 日

一般社団法人 滋賀県医師会 御中
各地域医師会 御中
一般社団法人 滋賀県病院協会 御中

滋賀県健康医療福祉部医療政策課

今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて

平素は、本県の予防接種事業に御協力いただき、ありがとうございます。

このことについて、令和 2 年 9 月 11 日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、別紙のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

なお、本県における今冬のインフルエンザ対策として、定期接種対象者、生後 6 ヶ月～中学校 3 年生および妊婦に対して接種費用の助成を行う予定をしています。

また、接種時期については、定期接種対象者は 10 月 1 日から、それ以外の方は 10 月 26 日から接種いただくようご協力をお願いをする予定です。

つきましては、その内容について御承知いただくとともに、貴会員あて情報提供についてよろしくお願ひします。

滋賀県健康医療福祉部

医療政策課感染症対策室

TEL : 077-528-3584

FAX : 077-528-4866

E-mail : eh0003@pref.shiga.lg.jp

令和2年9月11日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて

今冬のインフルエンザワクチンについては、4価ワクチンに変更された平成27年以降で最大の供給量となる約3,178万本を確保できる見込みです。一方、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、この冬に向けてインフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があります。

インフルエンザワクチンについては、65歳以上の方等¹が予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期接種対象者となっています。また、日本感染症学会の提言²では、医療関係者、高齢者、ハイリスク群（妊婦等）、小児（特に乳幼児（生後6ヶ月以上）から小学校低学年（2年生））への接種が強く推奨されるとされています。

これらを踏まえ、次のインフルエンザ流行に備えて、予防接種法に基づく定期接種対象者のほか、日本感染症学会の提言で接種が強く推奨されている方々（医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する者、妊婦、乳幼児（生後6ヶ月以上）から小学校低学年（2年生）までの方々）がインフルエンザワクチンの接種を希望される場合に、その機会を逸することのないよう、接種の時期についての呼びかけを行うことといたしました。

貴職におかれましては、予防接種法上の実施主体である市区町村や医療機関等の管内関係者へ周知するとともに、インフルエンザワクチンの円滑な接種に向けて、関係者との連携に努めていただきますようお願いいたします。

¹ ①65歳以上の者又は②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2）

² 今冬のインフルエンザとCOVID-19の備えについて（令和2年8月3日一般社団法人日本感染症学会提言）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000663057.pdf>

1. 現状について

- インフルエンザワクチンについては、4価ワクチンに変更された平成27年以降で最大の供給量となる約3,178万本を確保できる見込みである。一方、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、この冬に向けてインフルエンザワクチンの需要が高まる可能性がある。
- インフルエンザワクチンについては、65歳以上の方等が予防接種法に基づく定期接種対象者となっている。また、日本感染症学会の提言では、医療関係者、高齢者、ハイリスク群（妊婦等）、小児（特に乳幼児（生後6ヶ月以上）から小学校低学年（2年生））への接種が強く推奨されるとされている。
- このため、次のインフルエンザの流行に備え、①予防接種法に基づく定期接種対象者に加えて、②医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する者、妊婦、乳幼児（生後6ヶ月以上）から小学校低学年（2年生）までの方々についても、インフルエンザワクチンの接種（任意接種）を希望する場合は、その機会を逸することのないよう、接種の時期について次のように呼びかけを行うこととする。

2. インフルエンザワクチン接種の呼びかけについて

- 原則として、①予防接種法に基づく定期接種対象者（65歳以上の方等）の方々でインフルエンザワクチンの接種を希望される方は10月1日（木）から（※）接種を行い、それ以外の方は、10月26日（月）まで接種をお待ちいただくよう、国民に呼びかける。
- 10月26日（月）以降は、特に、②医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する方、妊婦、乳幼児（生後6ヶ月以上）～小学校低学年（2年生）の方々で、インフルエンザワクチンの接種を希望される方に対して、接種できる旨を呼びかけることとする。
- なお、これら以外の方々についても、10月26日（月）以降は接種をお待ちいただく必要はない。

（※）自治体によってはワクチンの接種開始時期が異なり得ること。

3. 留意事項について

- 厚生労働省では、インフルエンザワクチンの接種時期の呼びかけについて、厚生労働省ホームページやリーフレット（別添）等を用いて周知することとしている。

これらの資材等を必要に応じて活用しつつ、広く周知を行うこと。

- このほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「新しい生活様式」をはじめとする①密閉、密集、密接の3つの「密」の回避、②手洗い、咳エチケット等の実施、③定期的な清掃、十分な換気の実施等の具体的な対策について、厚生労働省ホームページやリーフレット等を用いて周知している。これらの資材等を必要に応じて活用しつつ、新しい生活様式の定着に向けて、広く周知を行うこと。

(参考) 今冬のインフルエンザワクチンの優先的接種の呼びかけ
Q & Aについて

Q 1. 季節性インフルエンザワクチンは供給不足なのでしょうか。

- 2020/2021 シーズンのインフルエンザワクチンの供給については、4価ワクチンに変更された平成27年度以降で最大の供給量となる約3,178万本(成人で1回接種の場合、約6,356万人分)を確保できる見込みで、これは統計のある平成8年度以降、最大だった昨年度の使用量(約2,825万本)と比較して、約12%多い量になります。
- 厚生労働省では、できるだけ多くの方がインフルエンザワクチンを接種できるよう、インフルエンザワクチンの供給量を確保するとともに、効率的なワクチン接種を推進していきます。

Q 2 インフルエンザワクチン接種の呼びかけ対象者以外の方は、ワクチンを接種してはいけないのでしょうか。

- 呼びかけの対象者以外の方がインフルエンザワクチン接種を希望する場合、接種を妨げるものではありません。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が懸念されるなか、インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があることから、定期接種対象者に加え、医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する者、妊婦、乳幼児(生後6ヶ月以上)から小学校低学年(2年生)までの方々に、希望される方々に接種の機会が行き届くよう、接種時期のご協力をお願いするものです。

Q 3 呼びかけ対象者は必ずインフルエンザワクチン接種しないといけないのでしょうか。

- インフルエンザワクチン接種の呼びかけを受けて、必ず接種しなければならないものではありません。
- インフルエンザワクチンの接種によって、インフルエンザの重症化を予防する効果や発症をある程度抑える効果が期待できる一方、健康状態等によっては副反応などが生じる場合もありますので、かかりつけ医などと相談しつつ、接種を検討いただくようお願いいたします。

Q4 呼びかけの対象者となる医療従事者や基礎疾患の定義は何でしょうか。

- 今回の呼びかけは、日本感染症学会の提言等を踏まえて、定期接種対象者に加えて、医療従事者、65歳未満の基礎疾患を有する者、妊婦、乳幼児（生後6ヶ月以上）から小学校低学年（2年生）までの方々を対象に、希望される方に接種の機会が行き届くよう、呼びかけを行うものです。
- 呼びかけを行う方以外のワクチンの接種を妨げるものではないことから、厳密な定義を設けることは考えておりません。かかりつけ医などとも相談しつつ、各自でご判断いただくようお願いいたします。

季節性インフルエンザワクチン 接種時期ご協力のお願い



今年は過去5年で最大量（最大約6300万人分）のワクチンを供給予定ですが、より必要とされている方に確実に届くように、ご協力をお願いします。

接種希望の方はお早めに

65歳以上の方（定期接種対象者）※

※65歳以上の方のほか、60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等
※定期接種の開始日は、お住まいの市町村で異なりますのでご確認ください。

10月1日～

上記以外の方は

10月26日まで接種をお待ちください

65歳以上の方の接種ができるよう
ご協力をお願いいたします

接種希望の方はお早めに

医療従事者

基礎疾患を有する方

妊婦

生後6ヶ月～小学校2年生

10月26日～

上記以外の方も接種できます

皆様へのお願い

- ・感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いの徹底もお願いします。
- ・接種に当たっては、あらかじめ医療機関にお電話での予約をお願いします。
- ・インフルエンザワクチンは重症化予防などの効果がある一方で、発病を必ず防ぐわけではなく、接種時の体調などによって副反応が生じる場合があります。医師と相談の上、接種いただくとともに、接種後に体調に異変が生じた場合は医療機関にご相談いただくようお願いいたします。
- ・お示した日程はあくまで目安であり、前後があっても接種を妨げるものではありません。

インフルエンザ予防接種補助事業の県内の状況について

1. これまでの状況について

- 9月1日 市健康医療福祉担当部長・町健康医療福祉主管課長会議で事業概要説明
- 9月2日 病院協会事務局へ事業概要説明
- 9月4日～9月8日 各地域医師会へ事業概要を送付し連絡
- 9月6日 県医師会理事会にて事業概要説明
- 9月9日 市町担当者会議にて事業概要説明
- 9月10日 各市町へ状況調査
- 9月14日 各市町へ調査結果還元

2. 現在（9月17日時点）の状況について

各対象者への対応方法や事業の進め方について、9月9日担当者会議および9月14日調査結果還元時に下記のとおり各市町へ協力依頼を行っている。

- 定期接種対象者（65歳以上の者および60歳以上65歳未満で心臓等に障害がある者）
 - ・改めて契約する必要はない。
 - ・請求方法については現状のスキームで良いが、請求書は変更する必要がある。
 - ・広域化事業も適用されるため、広域化事業に承諾している医療機関は、他市町の方であっても市町への請求となる。（ただし、請求書は各市町が指定するもの。）
- 任意接種対象者（妊婦および生後6か月～中学3年生まで）
 - ・定期接種の委託事業とは異なり、補助事業であるため改めて契約する必要はないが、どこの医療機関が本事業に協力していただけるのかを把握する必要があるため、協力承諾書の提出をしてもらう。
 - ・任意接種対象者については、広域化事業を適用せず*、他市町の方に対しては償還払いで対応する。
（医療機関の窓口では一旦全額自己負担してもらい、その後居住地の市役所・町役場で償還払いの手続きを行う。）
 - *県の補助に加えて市町独自の補助事業（対象者拡大や補助額拡大）を検討している市町が多く、各市町の対象者によって請求金額が異なってくることが予想され、医療機関における窓口業務の負担が増えてしまうため。
 - ・自市町の対象者の請求方法は、定期接種と同様に、1か月に1回期日までに医療機関から市町へ請求し、市町から医療機関へ支払う。
ただし、対象者には予診票に追加して「申請書兼代理受領に関する委任状」を記入してもらい、医療機関は、請求書に各委任状を添付して各市町へ請求する。

3. その他

- ・今後の流れとして、上記方法を参考に、各市町と各地域医師会の間で具体的な運用方法について決定していただきたい。予防接種の実施主体は市町であるため、圏域ごとに多少の違いが出てくることが考えられる。
- ・優先接種の呼びかけは行うが、県の補助事業は、全対象者10月1日の接種から対象とする。

滋 医 政 第 1118 号
 滋 薬 務 第 198 号
 令和 2 年(2020 年) 9 月 15 日

一般社団法人滋賀県医師会長
 各 地 域 医 師 会 長
 一般社団法人滋賀県病院協会会長
 様

滋賀県健康医療福祉部医療政策課長
 (公印省略)
 滋賀県健康医療福祉部薬務課長
 (公印省略)

季節性インフルエンザワクチンの供給について

平素は、季節性インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保および適正使用について、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、令和 2 年 9 月 9 日付け医政経発 0909 第 1 号、健健発 0909 第 1 号および健感発 0909 第 3 号で厚生労働省医政局経済課長、同省健康局健康課長および同省同局結核感染症課長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、通知の趣旨を御理解いただき、下記の事項について特に留意のうえ、適切に対応していただくよう貴会員に対してお知らせ願います。

本県といたしましても、可能な限りの対策を講じてワクチンの安定供給を図りますので、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 今シーズンのワクチンの製造予定量は約 3,178 万本（令和 2 年 8 月時点における見込み）で、4 価ワクチンに変更された平成 27 年度以降、最も多い供給量であり、昨年度の使用量よりも約 12%多い状況です。

ワクチンの効率的な使用と安定供給を推進するため、

①13 歳以上の者が接種を受ける場合には医師が特に必要と認める場合を除き「1 回注射」であること

②必要量に見合う量のワクチンを購入すること
 等を周知徹底することとします。

- 2 予防接種法施行令に基づくインフルエンザの定期の予防接種の対象者は以下のとおりであり、今年度のワクチン接種にあたり、これらの者への接種の機会が確保できるように配慮してください。

①65 歳以上の者

②60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が困難な程度の障害を有する者

- 3 13歳以上の者に係るワクチンの用法・用量は、いずれの製造販売業者の製品においても、「13歳以上のものについては、0.5mLを皮下に、1回又はおよそ1～4週間の間隔をおいて2回注射する。」とされており、「1回注射」は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づき承認された用法であることから、13歳以上の者が接種を受ける場合にあっては、医師が特に必要と認める場合を除き、「1回注射」を原則としてください。
- 4 同一バイアルから複数回の使用が可能とされている製品については、ワクチンの取扱い上の注意に留意した上で、その効率的な使用に努めてください。例えば、新型コロナウイルス感染症対策として医療機関で行われている時間的・空間的分離の考え方を活用し、診療時間のうち、ワクチン接種を行う時間帯を決めて接種を集中的に行う等により、同一バイアルからできるだけ複数回の使用を行うことが考えられます。
なお、このような製品に関して、既に一部の接種液が吸引されているバイアルを使用する場合は、最初の吸引日時を確認し、最初の吸引から24時間を経過している場合は使用せず、適切に廃棄してください。
- 5 予約、注文を行う際には、前年の納入時期および使用実績ならびに新型コロナウイルス感染症の感染予防等を行いながら接種することができる人数を正確に把握し、例えば、接種シーズン開始前に、前年の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めるとことや必要以上の早期の、または多量の納入を求める予約・注文は行わないようにしてください。
- 6 ワクチンの大量注文をする医療機関等へ一度にワクチンが納入された場合、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は、前年の納入実績および返品実績を確認するとともに、当該医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除いては分割納入を行いますので、この取扱いに医療機関等もご協力願います。
- 7 接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱え、その後返品をすることは安定供給の妨げになるため、医療機関等においては、返品を前提とした注文および在庫管理を行わないようにしてください。
なお、状況によっては、厚生労働省は、ワクチンの返品状況を把握するため、接種シーズン終盤にワクチンを返品した医療機関等の名称について、関係者への情報提供を前提に情報収集を行う予定であり、ワクチンを返品した医療機関等の名称を公表することがあります。

(担当)

滋賀県健康医療福祉部

医療政策課感染症対策室調査・医療対策係 舟山

TEL:077-528-3632 FAX:077-528-4866

薬務課薬事指導係 太田

TEL:077-528-3634 FAX:077-528-4863

医政経発0909第1号
健 健 発0909第1号
健 感 発0909第3号
令和2年9月9日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長
厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

季節性インフルエンザワクチンの供給について

季節性インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の供給について、貴職におかれては、下記の事項について、予防接種法（昭和23年法律第68号）上の実施主体である市区町村や医療機関等の貴管内関係者へ周知するとともに、ワクチンの円滑な流通について関係者との連携に努めていただくようお願いする。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、この冬に向けてワクチンの需要が高まる可能性があることを踏まえ、ワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけを行うこととしており、具体的な考え方については別途お知らせする。

記

1. ワクチンの製造予定量について

今冬のインフルエンザシーズンのワクチンの製造予定量は、令和2年8月時点で、約3,178万本（1mLを1本に換算）の見込み（別添1、2参照）である。これは、4価ワクチンに変更された平成27年度以降、最も多い供給量であり、昨年度の使用量よりも約12%多い。

2. ワクチンの安定供給に係る対策について

新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、この冬に向けてワクチンの需要が高まる可能性があることから、ワクチンの効率的な使用と安定供給が重要である。このため、昨年度と同様に

- ① 13歳以上の者が接種を受ける場合には医師が特に必要と認める場合を除き「1回注射」であることを周知徹底する
- ② 必要量に見合う量のワクチンを購入すること等を徹底する

こととし、具体的には、以下の事項について、貴管内関係者に対して周知し、かつ協力を要請いただくとともに、各都道府県においても、必要な準備方よろしくお願ひしたい。

- (1) 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に基づくインフルエンザの定期の予防接種

の対象者は以下のとおりであり、今年度のワクチン接種にあたり、これらの者への接種の機会が確保できるよう配慮すること。

ア 65歳以上の者

イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が困難な程度の障害を有する者

- (2) 13歳以上の者に係るワクチンの用法・用量は、いずれの製造販売業者の製品においても、「13歳以上のものについては、0.5mLを皮下に、1回又はおよそ1～4週間の間隔をおいて2回注射する。」とされており、「1回注射」は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づき承認された用法であることから、13歳以上の者が接種を受ける場合にあっては、医師が特に必要と認める場合を除き、「1回注射」が原則であること。

なお、世界保健機関は、ワクチン（不活化ワクチンに限る。）の用法について、9歳以上の小児及び健康成人に対しては「1回注射」が適切である旨、見解を示している。

- (3) ワクチンは、製品によっては、同一バイアルで複数回投与できるようにバイアル内に十分な薬液量が充填されている。同一バイアルから複数回の使用が可能とされている製品については、ワクチンの取扱い上の注意等に留意した上で、その効率的な使用に努めること。例えば、新型コロナウイルス感染症対策として医療機関で行われている時間的・空間的分離の考え方を活用し、診療時間のうち、ワクチン接種を行う時間帯を決めて接種を集中的に行うこと等により、同一バイアルからできるだけ複数回の使用を行うことが考えられる。

なお、このような製品に関して、既に一部の接種液が吸引されているバイアルを使用する場合は、最初の吸引日時を確認し、最初の吸引から24時間を経過していた場合は使用せず、適切に廃棄すること。

- (4) 各都道府県においては、管内市区町村、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上、以下の体制等を取り決めておくこと。

ア 貴管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制

イ ワクチンの偏在等があった場合の、卸売販売業者の在庫に係る融通方法

ウ 接種可能な医療機関等が限定される場合の住民への周知方法

エ 貴管内市区町村との連携の方法及び役割分担

- (5) 12月上旬にも一定量のワクチンが供給される見込みであること及び今年度はワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけを行うことを踏まえて、ワクチンの製造販売業者及び卸売販売業者は、医療機関等の関係者に対して、ワクチンに関する今後の製造量、納入時期等について綿密な情報提供を行うよう努めること。

- (6) ワクチンの予約・注文については、以下の点に留意すること。

ア 医療機関等がワクチンの予約・注文を行う場合には、前年の納入時期及び使用実績並びに新型コロナウイルス感染症の感染予防等を行いながら接種することができる人数を正確に把握した上で、例えば、接種シーズン開始前に、前年の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めるとか、製品のロットを指定して早期の一括納入を求めるとか、必要以

上に早期又は多量の納入を求める予約・注文を行うことは厳に慎むこと。

また、ワクチンの予約・注文は、接種希望者から申し込みがあった段階で必要に応じて行うことが望ましいこと。

イ 卸売販売業者は、医療機関等からの予約・注文を受ける場合には、ワクチンに関する在庫量等について綿密な情報提供を行うように努めること。

ウ 卸売販売業者は前年の納入実績及び返品実績を確認するとともに、医療機関等から追加注文を受ける際には、ワクチンの偏在が起らないように、初回注文で納入した医療機関等の在庫を確認した上で、随時、必要量を供給すること。

なお、卸売販売業者は、前年に納入実績のない医療機関等から新たにワクチンの注文があった場合には、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならないよう、適切に配慮すること。

(7) ワクチンの大量注文を行う医療機関等へ一度にワクチンが納入された場合、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は前年の納入実績及び返品実績を確認するとともに、当該医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除いてはワクチンの分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力すること。

(8) 接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱え、その後返品を行うことは安定供給の妨げになるため、医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないこと。

なお、昨シーズンにおいても、ワクチンの返品が見受けられた。今シーズンの状況に鑑み、厚生労働省は、ワクチンの返品状況の実態を把握するため、接種シーズン終盤にワクチンを返品した医療機関等の名称について、関係者への情報提供を前提に情報収集を行う予定であること。また、接種シーズン終盤にワクチンを返品した医療機関等の名称について、公表することがあること。

併せて、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（平成30年1月23日厚生労働省医政局長・保険局長通知）にも返品の扱いについて示されているので参照すること。

(9) 卸売販売業者は、地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行うとともに、(1)のとおり、定期の予防接種の対象者への接種機会が確保できるよう、随時、必要なワクチンの供給を行い、ワクチンの偏在が起らないよう配慮すること。また、(4)も踏まえ、都道府県及び市区町村と必要な連携を行うこと。

(10) 貴管内でワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、関係者に対する聴取や調査等を行って貴管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、(4)の管内関係者の取り決めも踏まえ、地域間の融通等を行うこと。

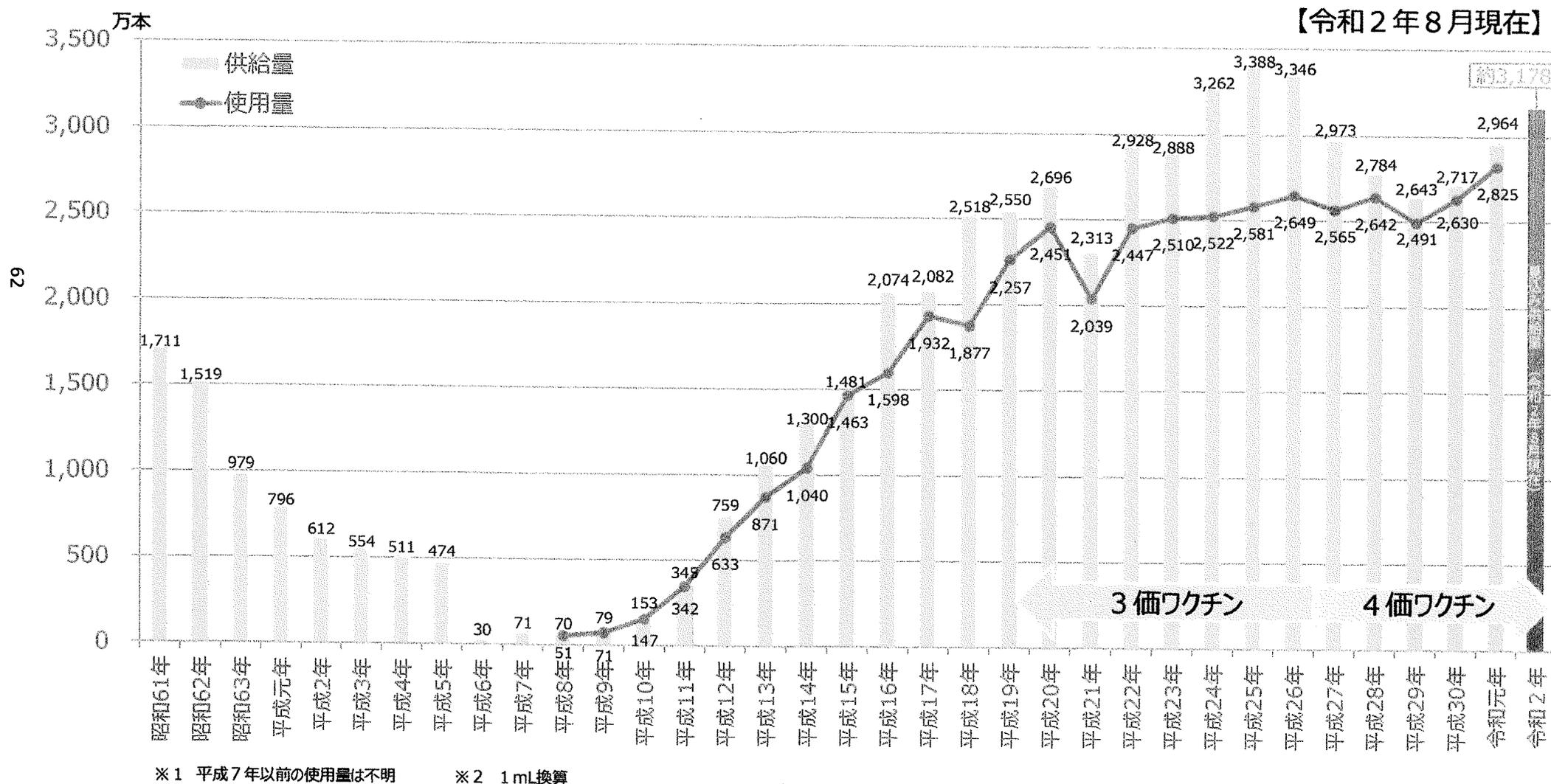
なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行うこと。

その上でなお、ワクチン供給の滞りや偏在等の問題が解消されない場合には、厚生労働省健康局健康課予防接種室に対し、その状況を報告すること。

(11) その他、今後、ワクチンの需給が逼迫する事態が発生した場合には、必要に応じて、更なる安定供給対策の実施等について協力を依頼することがあること。

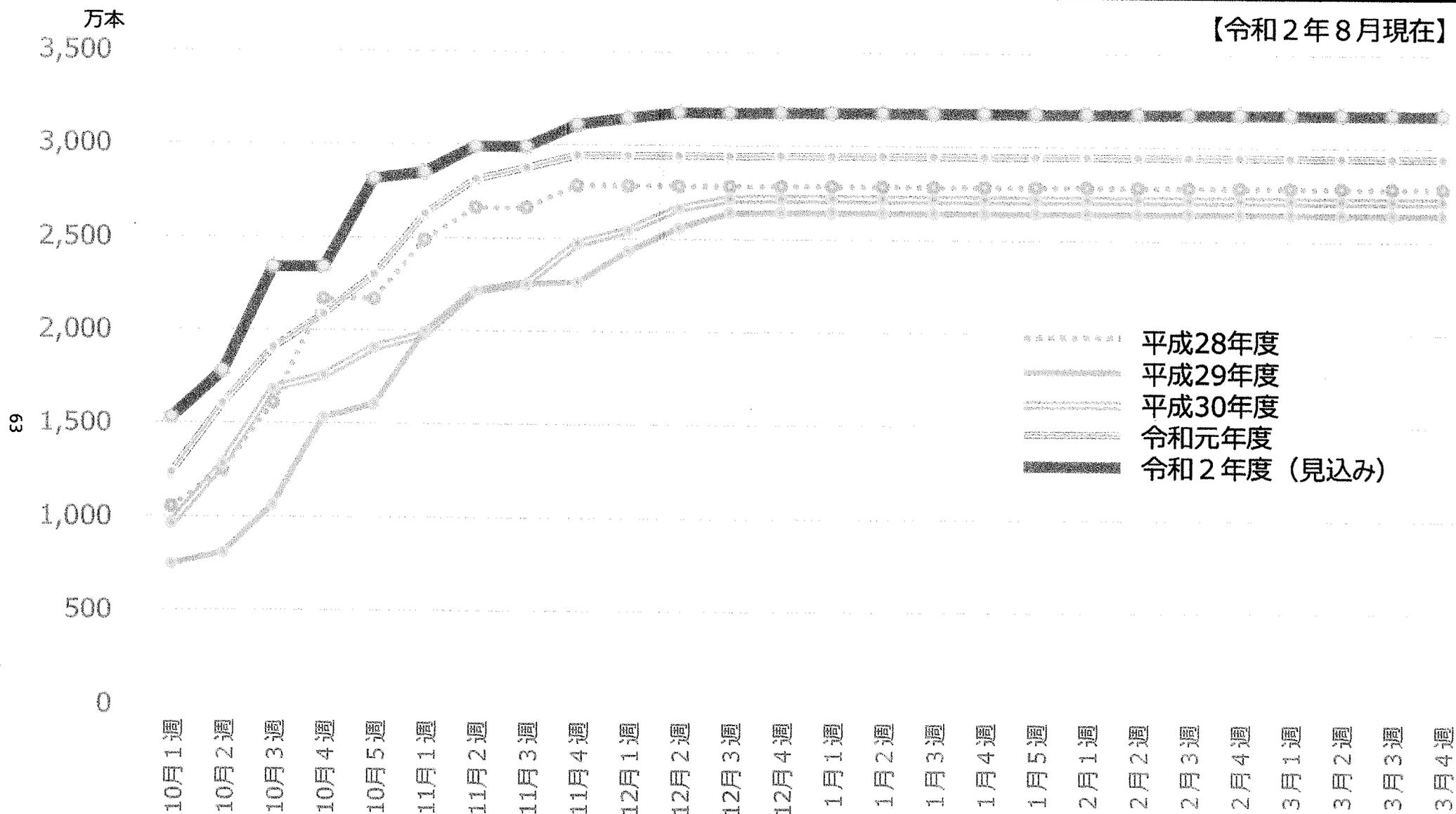
2020/21シーズンのインフルエンザワクチンの供給について（その1）

- 2020/21シーズンに供給されるインフルエンザワクチンの見込み量は約3,178万本と、昨年度から約7%増加し、4価ワクチンに変更された平成27年以降で最大の供給量となる見込み。統計のある平成8年以降、最大だった昨年（平成30年）の使用量（2,825万本）と比較すると、約12%多い。



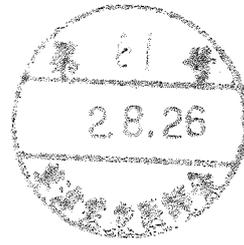
2020/21シーズンのインフルエンザワクチンの供給について（その2）

【令和2年8月現在】



注1) 供給量は、いずれも1mL換算。

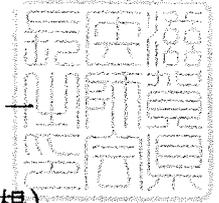
注2) 令和2年8月現在、ワクチン製造は完了していないため、将来の製造効率の変動や国家検定の影響の可能性については、令和元年度の実績と同様と仮定して供給量及び供給時期を算出。



滋医発第 147 号
令和 2 年 8 月 24 日

草津栗東医師会長 様

滋賀県医師会
会長 越 智 眞 一



新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設（彦根）
における診療業務に関するご協力について

平素は、本会事業の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり滋賀県では、今後の更なる感染拡大に備えて、軽症者及び無症状者に係る宿泊療養施設を 9 月 1 日（火）に新たに彦根地域に開設することにより、県内の宿泊療養施設はホテルピアザびわ湖と彦根の 2 カ所となります。

宿泊療養施設には看護師が常駐されますが、健康管理、状態悪化時の早期対応のためのオンコール対応医師を医師会側で体制整備する必要があります。現在、ホテルピアザびわ湖のオンコール対応医師は天津市医師会に主となって体制シフトを組んでいただいております。今回開設する彦根のオンコール対応医師は、当面の 9～10 月の 2 カ月間を彦根医師会及び湖北医師会、近江八幡市蒲生郡医師会、東近江医師会で人員確保いただきたい旨、該当地域医師会に依頼をしております。

また、県と県医師会で結ぶ 9 月 1 日以降の「宿泊療養施設における診療業務委託契約」では、宿泊療養施設の所在地近辺の地域医師会で人員確保が困難な場合は、他の地域医師会にも協力をお願いし、迅速なバックアップ体制がとれるようにしていきたいと考えております。

つきましては、ホテルピアザびわ湖あるいは彦根の宿泊療養施設におけるオンコール医師配置に関する協力依頼を今後出させていただきますので、何卒ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 地域医師会に依頼したい事項

オンコール医師の確保

- ・本宿泊療養者に係る診療業務委託契約では、患者の容態が急変する可能性があることから、24 時間対応できるようにオンコール対応医師の体制シフトを調整する必要があります。

ホテルピアザびわ湖での体制のように、1 日 3 人での交替制（①0 時～8 時、②8 時～16 時、③16 時～24 時）でシフトを組めるように人員確保をお願いします。

- ・9 月・10 月は彦根医師会及び湖北医師会、近江八幡市蒲生郡医師会、東近江医

師会の4地域医師会で人員確保をお願いしていますが、協力いただける先生が少ない場合は他の地域医師会にも協力をお願いすることも想定されます。

※また、現在、ホテルピアザびわ湖におけるオンコール対応医師の体制シフトの調整は大津市医師会をお願いしていますが、同医師会単独での人員確保が難しくなった場合には他の地域医師会にバックアップをお願いすることもあります。

2. オンコール医師をお願いする診療業務

- ① 宿泊療養施設に常駐する看護師を通じて、患者に熱がある、喉が痛いなどの新型コロナウイルス感染症の増悪が疑われる場合や、それ以外の疾患が疑われる場合、患者の症状軽快の判断が必要な場合について、医師は自らの所属する診療所あるいは自宅等から、電話等情報通信機器（パソコン、スマホ、タブレットの何れか）を用いて患者の診療を行っていただきます。（オンコール診療）
- ② 必要に応じて、医薬品の処方や、症状・容態によっては、医療機関への救急搬送についての判断をオンコールで行っていただきます。
- ③ ①、②に掲げる診療は、患者の容態が急変する可能性があることから、3人交替制などにより24時間対応できるようにします。

3. オンコール医師に支払われる金額

（8時間で）16,000円

4. 報告方法

本会から依頼した際には、協力できる先生の氏名、連絡先（医療機関・自宅電話番号、携帯番号等）、その先生が協力できる曜日・時間帯をご報告いただきたいと思います。

※添付の「診療業務委託契約書」「診療業務委託仕様書」は案段階のもので、今後変更等される場合があります。ご了承ください。

(案)

新型コロナウイルス感染症に係る宿泊療養施設 における診療業務委託契約書

滋賀県知事 三日月 大造(以下「甲」という。))と、一般社団法人滋賀県医師会会長 越智 眞一(以下「乙」という。))とは、新型コロナウイルス感染症に係る宿泊療養施設(以下「宿泊療養施設」という。))における診療業務(以下、「委託業務」という。))について、次のとおり委託契約を締結する。

この場合において、乙は、別表1に定める各地域医師会(以下「丙」という。))の協力のもと委託業務を遂行するものとする。

(契約の目的)

- 第1条 甲は、宿泊療養施設において療養を行う新型コロナウイルス感染症患者に対する健康管理、状態悪化時の早期対応のため、本契約書および別紙「新型コロナウイルス感染症に係る宿泊療養施設における診療業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。))に基づき委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は本契約の目的である委託業務を、履行期間内において履行し、甲は乙にその代金を支払うものとする。

(善管注意義務)

- 第2条 乙は、委託業務の遂行に当たり、甲の指示および本契約の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもってしなければならない。

(履行期間)

- 第3条 本契約に定める履行期間は、令和2年(2020年)9月1日から令和3年(2021年)3月31日までとする。

(委託料)

- 第4条 委託業務に対する委託料の総額は、金〇,〇〇〇,〇〇〇円(取引に係る消費税および地方消費税に相当する額を含む。))とする。

(契約保証金)

- 第5条 契約保証金は、免除する。

(完了報告および検査)

- 第6条 乙は、毎月の業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、乙から前項の業務完了報告書の提出があった場合には、その日から起算して10日以内に検査を行う。

(委託料の請求および支払)

第7条 乙は、前条に規定する検査の合格の通知を受けた後、書面をもって委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(概算払等)

第8条 甲が必要と認めるときは、第3条に定める委託料の額の範囲内において、委託料の概算払を行うことができる。

(契約内容の変更)

第9条 甲は、必要のあるときは、本契約の内容を変更させることができる。この場合において、委託期間、委託料その他の契約条件を変更する場合は、甲乙協議の上、書面によってこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、契約期限内または契約の履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。
- (2) 乙が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。
- (3) 乙が、正当な理由がなく地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、乙またはその代理人が、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）または契約条項に違反したとき。

(委託料の返還)

第11条 甲は、乙が第10条各号に該当することとなった場合、または第6条の業務完了報告に基づく精算の結果、委託料が超過交付となった場合は、既に交付した委託料の全部もしくは一部を乙から返還させることができる。

2 第6条の業務完了報告に基づく精算額が委託料の額に満たない場合は、精算額を委託料の額とし、変更契約書の作成は省略するものとする。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、乙は、あらかじめ甲に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委

託」という。)ができる。

- 2 甲は乙に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。
- 3 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は乙が負うものとする。

(進捗状況等の報告)

第13条 乙は、甲から委託業務の進捗状況および実績時間等について報告を求められた場合には、甲が指示する方法、時期および内容等により、これを報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、本契約による委託業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱特記事項(別記)を守らなければならない。

- 2 前項の規定は、再委託先において準用する。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第15条 乙は、本契約の履行に当たり次のいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき。
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) (1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(事故等の報告)

第16条 乙は、委託業務における事故の発生またはそのおそれがあること(以下「事故等」という。)を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその

旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告および今後の対処方針を書面にて提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の事故等が個人情報の漏洩、滅失またはき損に係るものである場合には、当該個人情報の項目、内容、数量、事故等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面を速やかに甲に提出し、甲の指示に従わなければならない。

(法令等の遵守)

第17条 乙は、本契約の履行に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第18条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第19条 本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県財務規則に定めるところによるものとする。

- 2 本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、甲と乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

本契約の証として本契約書を2通作成し、甲乙それぞれが押印の上、各1通を保有する。

令和2年(2020年)9月1日

甲 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 栗東市糺一丁目10番7号
一般社団法人滋賀県医師会
会長 越智 眞一

別表1 地域医師会一覧

No.	医師会名	住所
1	大津市医師会	大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津
2	草津栗東医師会	草津市大路二丁目 11 番 51 号 草津市立サンサンホール内
3	守山野洲医師会	守山市下之郷三丁目 2 番 5 号 守山市すこやかセンター内
4	甲賀湖南医師会	甲賀市水口町松尾 1256 番地 公立甲賀病院 3 階
5	近江八幡市蒲生郡医師会	近江八幡市出町 381 近江八幡地域医療支援センター内
6	東近江医師会	東近江市中小路町 483 番地 4
7	彦根医師会	彦根市八坂町 1900-4 彦根市保健・医療複合施設(くすのきセンター) 3 階
8	湖北医師会	長浜市宮司町 1181-2
9	高島市医師会	高島市勝野 1667 高島市民病院内

(案)

新型コロナウイルス感染症に係る宿泊療養施設 における診療業務委託仕様書

1 目的

県内の新型コロナウイルス感染症に係る宿泊療養施設（以下「宿泊療養施設」という。）において療養を行う新型コロナウイルス感染症患者に対する健康管理、状態悪化時の早期対応のため、医師を配置する。

2 委託期間

令和2年9月1日から令和3年3月31日まで

3 委託業務の内容

(1) 診療業務

ア. オンコール医師

- 1) 宿泊療養施設に常駐する看護師を通じて、患者に熱がある、喉が痛いなどの新型コロナウイルス感染症の増悪が疑われる場合や、それ以外の疾患が疑われる場合、患者の症状軽快の判断が必要な場合について、医師は自らの所属する診療所あるいは自宅等から、電話等情報通信機器を用いて患者の診療を行うこと。
- 2) 必要に応じて、医薬品の処方や、症状・容態によっては、医療機関への救急搬送についての判断を行うこと。
- 3) 1) および2) に掲げる診療は、患者の容態が急変する可能性があることから、24時間対応できるようにすること。

イ. 宿泊療養施設におけるPCR検査および医療班への指導を行う医師

- 1) 宿泊療養施設利用者に対するPCR検査の検体採取
- 2) 宿泊療養施設看護師への指導、事務局員の健康管理や衛生管理の指導
- 3) 1) および2) に掲げる診療等は、週3回、一回2時間程度対応できるようにすること。

(2) 診療調整業務

- ア. (1) アおよびイの業務を実施するため、医師または医師の所属する医療法人の代表者に協力を要請し、必要な人員体制を構築すること。
- イ. 必要な人員体制の構築にあたっては、各地域医師会に協力を求めること。
- ウ. 既に割当された医師が診療業務に支障があるときは随時調整を行い、診療を行う医師が欠けることのないようにすること。

エ. 診療に当たる医師に対しては、希望に応じて民間保険等を活用した新型コロナウイルス感染症対応業務に対する保険等の補償を活用すること。

(3) 報告業務

(1) および(2)に掲げる業務の実施状況等に関する報告

(4) その他

(1) から(3)に掲げる業務のほか、宿泊療養施設における診療に必要な業務

4 実績報告

受託者は、委託業務の完了後、業務の実施状況を取りまとめた報告書を作成し、遅滞なく県に提出しなければならない。

5 その他

(1) 診療に必要となる情報通信機器については、必要に応じて県が医師に貸与する。

(2) 本仕様書に定めのないものは、県と受託者による協議の上定めるものとする。

滋 医 政 第 9 5 0 号

令和2年(2020年)8月19日

一般社団法人滋賀県医師会

会長 越智 眞一 様

滋賀県健康医療福祉部長



新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設に関する
御協力について (依頼)

平素は本県の医療福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
宿泊療養施設における療養者に対する健康管理については、令和2年4月10日付け
滋医福第675号で、オンコールによる対応について貴会に依頼させていただき、同22
日付けで「新型コロナウイルス感染症に係る宿泊療養施設(ホテルピアザびわ湖)にお
ける診療業務委託契約書」を締結させていただき、御対応いただいているところです。
今般、全国的に感染者数が増加しており、本県でも感染者が多数発生し、病床が逼迫
している現状を踏まえ、今後の更なる感染拡大に備えて、軽症者および無症状者にかか
る宿泊療養施設を新たに設置・開設することといたしました。
つきましては、今後より一層の御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

記

1 貴会に依頼したい事項

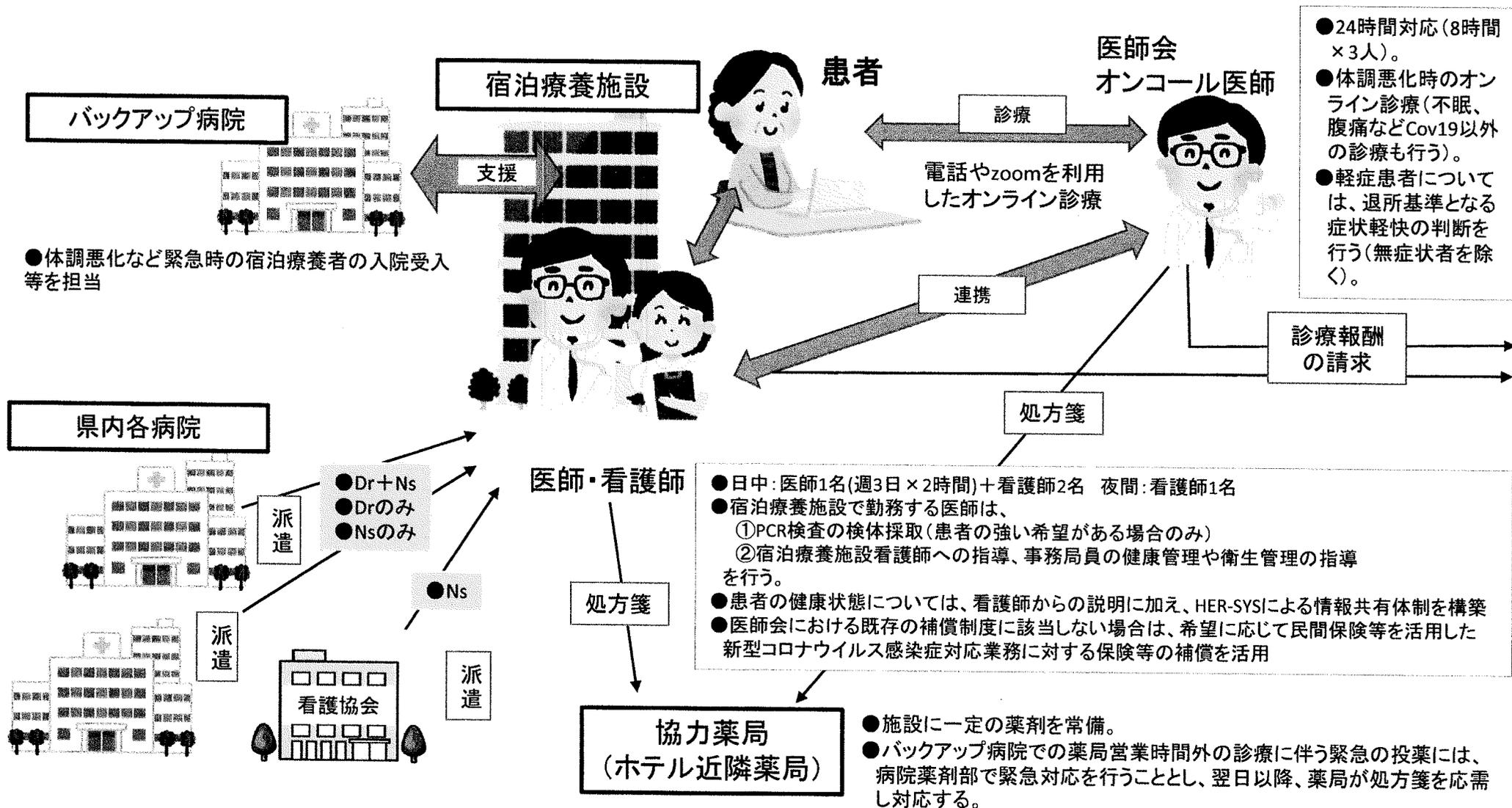
- ・ 宿泊療養施設1か所ごとに医師のオンコール体制を構築するため、各地域医師会の御協力のもと、地域の診療所等による24時間の当番体制を構築いただくこと。
- ・ 宿泊療養施設内の運営事務局において医療班(看護師)の指導やPCR検査の検体採取に当たる医師の当番体制を構築いただくこと。(週3回、一回2時間程度。利用者がPCR検査を希望する場合の検体採取、医療班への指導、事務局員の健康管理や衛生管理の指導等)

2 その他

- ・ 本依頼にかかる契約や詳細な内容等については、別途調整させていただきます。



宿泊療養施設の医療提供体制に係る概要



●**県医師会への委託内容(予定)**
 県医師会は、各地域医師会協力のもと、県内宿泊療養施設(2箇所)における
 ①**オンコール医師**
 ②**宿泊療養施設でPCR検査等を行う医師**
 の当番体制を構築いただくことを想定。

事務連絡
令和2年4月27日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における
健康観察における留意点について

新型コロナウイルス感染症の無症状原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）の宿泊療養及び自宅療養においては、軽症者等の状態が急変する可能性もあることから、軽症者等本人が自らの経過観察（セルフチェック）を行う際に留意すべき「緊急性の高い症状」及び当該項目に該当したときの対応を下記のとおり整理しましたので、宿泊療養・自宅療養における健康観察の際にご活用いただくよう、お願いいたします。

記

- 経過観察（セルフチェック）を行う軽症者等本人に対し、表【緊急性の高い症状】の項目を伝えるとともに、以下の注意事項を併せて伝えることが重要である。
 - ・セルフチェックの際に、「緊急性の高い症状」に該当したときには、看護師等からの定期的な連絡を待つことなく、以下の窓口にただちに連絡すること
 - 宿泊療養の場合には、宿泊施設に配置された看護師等
 - 自宅療養の場合には、各都道府県等の連絡・相談窓口
 - ・セルフチェックのタイミング以外においても、「緊急性の高い症状」を認識したときは同様に窓口にただちに連絡すること
- 軽症者等へ渡す資料として様式1を、健康観察表として様式2を作成したので、活用願いたい。

表【緊急性の高い症状】 ※は家族等が以下の項目を確認した場合

〔表情・外見〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顔色が明らかに悪い ※ ・ 唇が紫色になっている ・ いつもと違う、様子がおかしい ※
〔息苦しさ等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 息が荒くなった（呼吸数が多くなった） ・ 急に息苦しくなった ・ 生活をしていて少し動くと息苦しい ・ 胸の痛みがある ・ 横になれない。座らないと息ができない ・ 肩で息をしている ・ 突然（2時間以内を目安）ゼーゼーしはじめた
〔意識障害等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ ぼんやりしている（反応が弱い） ※ ・ もうろうとしている（返事がない） ※ ・ 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

- なお、外来患者でそのまま宿泊療養等へ移行する者については、一度入院して治療等を受けた後、宿泊療養等へ移行する者と比較して、これからウイルス量が増加する可能性があること等から、軽症者等の症状や状態等に応じ、
- ・ セルフチェックする回数（原則1日2回）を増やし、1日3回（朝・昼・夜）又は4回（朝・昼・夕・寝る前等）を目安として設定
 - ・ 健康状態の聴取のために連絡する回数を1日2回に増加する
- など、より症状の変化に留意して健康観察し、必要に応じて速やかに医師に相談すること。

以上

新型コロナウイルス感染症軽症者等の健康観察票

様式 2

★の項目が一つでも「はい」になった場合には、ただちに、必ず保健師等に連絡してください。（連絡先：_____）

管理番号： _____	住所： _____	TEL： _____	Email： _____@_____							
患者氏名： _____	自宅療養を開始した日： 年 月 日									
日付及び聴取時間	自宅療養開始日	開始後 日付								
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
[表音・外見] ★顔色が明らかに悪い ★唇が紫色になっている ★いつもと違う、様子がおかしい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい
[喀痰・咳嗽] 咳やたんが、ひどくなっている	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい
[息苦しさ] ★息が深くなくなった（呼吸数が多くなった） ★蒸に息苦しくなった ★日常生活の中で少し前くと息があがる ★胸の締めがある ★横になれない・息を吸えない ★肩で息をしている、ゼーゼーしている	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい
[全身倦怠感] 起きているのがつらい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい
[呼吸・嘔吐] 嘔吐や吐き気が続いている	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい
[下痢] 下痢が続いている（1日3回以上の下痢）	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい	いいえ・はい
[意識障害] ★ぼんやりしている（反応が弱い） ★もうろうとしている（反応がない） ★数が読ぶ、数のリスムが乱れる感じがする	いいえ・はい ・同居者なく不明	いいえ・はい ・同居者なく不明	いいえ・はい ・同居者なく不明	いいえ・はい ・同居者なく不明	いいえ・はい ・同居者なく不明	いいえ・はい ・同居者なく不明	いいえ・はい ・同居者なく不明	いいえ・はい ・同居者なく不明	いいえ・はい ・同居者なく不明	いいえ・はい ・同居者なく不明
その他	食事が食べられない	いいえ・はい								
	半日で一度も尿が出ていない	いいえ・はい								
	その他の症状（鼻水・鼻づまり、のどの痛み、 結膜充血、頭痛、関節筋肉痛、 けいれん、その他の気になる症状） (具体的な症状)	いいえ・はい								
所見										
受診 勧奨	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
備考										

紹介先医療機関名（紹介を行った場合）： _____
 紹介先医療機関との調整状況（紹介を行った場合）： _____

確認者氏名： _____ 所属： _____ TEL： _____

滋賀県医師会 顧問弁護士契約先

松島法律事務所

京都市下京区四条烏丸西入月鉾町47-3

(利用方法)

相談事がある場合

滋賀県医師会事務局担当 井上氏 に連絡を取り、取次ぎを依頼する。

5分程度の軽い相談であれば無料にて相談に乗っていただける。

医業以外の相談も受け付け可。

以上

滋 看 協 第 516 号
 令 和 2 年 9 月 10 日

各地域医師会長 様

公益社団法人 滋賀県看護協会 公印
省略
 会長 廣原 恵子

地域看護力向上研修会「診療所だからこそその強みを活かした看護実践」
 の開催について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
 平素は、当協会事業の運営に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
 さて、標記研修会を下記のとおり開催するにあたり、貴地域の医師会様におきまして、会員の皆様に
 別紙研修案内を配布していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

地域看護力向上研修会

テーマ 「診療所だからこそその強みを活かした看護実践」
 ～患者さんの身近な支援者になるために～

講師 林 由紀 氏 大府あおぞら有床クリニック 家族支援専門看護師

実践報告 林 みさ子 氏 湖南市立石部診療所 看護師

菅原 幹子 氏 久我内科医院 看護師

日時 令和2年12月3日(木) 13:50～16:30 13:30～受付

会場 滋賀県看護研修センター
 草津市大路二丁目11番51号

ねらい 診療所は在宅医療ケアの要としてその役割が重要である。しかし、診療所で働く看護職は
 各所属に1名～数名と少ない人数であり、研修に参加していただく機会も少ない現状にある。
 そこで、診療所の看護職を対象として、その強みを活かして看護活動を展開されており、家
 族支援専門看護師としても活躍されている講師から、診療所看護師の活躍の無限の可能性
 を学び、滋賀県内の看護職自身の現場力の向上を目指す

対象 診療所や外来部門で働く看護職および訪問看護分野で働く看護職

参加費 無料

申し込み方法 別紙申込書による

送付先 公益社団法人滋賀県看護協会

FAX 077-562-8998

締め切り 令和2年11月15日(日)

問い合わせ先 公益社団法人滋賀県看護協会 教育部
 〒525-0032 草津市大路二丁目11番51号
 TEL:077-564-6699 / FAX:077-562-8998

診療所や外来部門・訪問看護・
福祉施設等で働く看護職の方へ

研修の
ご案内

診療所だからこそその強みを 活かした看護実践

～患者さんの身近な支援者になるために～

日 時：令和2年12月3日(木)13:50～16:30 受付13:30～

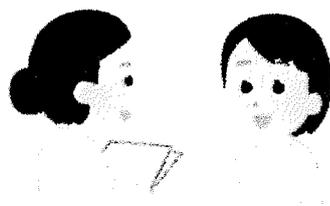
会 場：滋賀県看護研修センター
草津市大路二丁目11番51号

※駐車場がありませんので公共交通機関をご利用ください

講 師：林 由紀氏 大府あおぞら有床クリニック
家族支援専門看護師

実践報告：林 みさ子氏 湖南市立石部診療所
菅原 幹子氏 久我内科医院

対 象：診療所や外来部門・訪問看護・高齢者施設・障害者施設等
多様な分野で働く看護職



診療所は在宅医療ケアの要としてその役割が重要です。
しかし診療所で働く看護職は各所属に1～数名と少人数であり
研修に参加していただく機会も少ない現状にあります。
そこで、診療所の看護職を対象として、その強みを活かして
看護活動を展開されており家族支援専門看護師としても活躍
されている講師から診療所看護師の活躍の無限の可能性を学
び、滋賀県内の看護職自身の現場力の向上を目指すことを目
的としています。

申込〆切:11月15日(日) 裏面の申込書に記載の上、FAXにてお申し込みください。

参加費
無料

公益社団法人滋賀県看護協会 教育部

〒525-0032滋賀県草津市大路2丁目11-51

TEL:077-564-6699 (教育部) FAX:077-562-8998



研修会申込書 (FAX送付状)

申し込み締め切り：11月15日(日)

公益社団法人滋賀県看護協会 教育部あて

FAX 077-562-8998

Email s-kyoiku@herb.ocn.ne.jp



診療所だからこそその強みを活かした看護実践
～患者さんの身近な支援者になるために～

開催日時：令和2年12月3日 (木) 13:50～16:30

標記研修会を下記のとおり申し込みます。

令和 2 年 月 日

施設名

担当者名

電話番号

FAX番号

職名	氏名	看護協会の入会	会員番号(6桁)	備考
		会員・非会員		
		会員・非会員		
		会員・非会員		

意見交換を希望する内容を記入願います

令和2年度 <診療所・病院の外来部門で働く看護職対象>
認知症対応力向上研修会 開催要項

- 1 目的：認知症高齢者がますます増加する中、地域や在宅での対応力向上が求められている。そこで、診療所・病院外来で働く看護職員が認知症に対する理解を深め、認知症の人や家族への支援等を、医師との連携のもとに担えることを目的とする。
- 2 主催：滋賀県（事業委託：公益社団法人 滋賀県看護協会）
- 3 研修内容：「認知症の疾患の理解」・「認知症の方や家族への対応」等
- 4 対象：県内の診療所や病院の外来部門で勤務する看護職員
- 5 定員：1回目 50名
2回目 30名
- 6 日時：1回目 令和2年 11月 12日(木) 13時50分～16時10分
2回目 令和2年 11月 25日(水) 13時50分～16時10分
- 7 開催場所：1回目 滋賀県看護研修センター(草津市大路二丁目 11-51)
2回目 藤樹の里文化芸術会館（高島市安曇川町上小川 106）
- 8 講師：1回目 木築 裕彦 氏（豊郷病院 脳神経外科部長 医師）
名賀石志保 氏（近江温泉病院 認知症看護認定看護師）
2回目 成田 実 氏（豊郷病院 副院長）
名賀石志保 氏（近江温泉病院 認知症看護認定看護師）
- 9 参加費(受講料)：無料
- 10 申込方法：別紙申込用紙に必要事項を記入し、応募期間内に FAX にて提出する。
- 11 応募期間：令和2年 10月 26日(月)～11月6日(金)
- 12 受講可否通知：定員を上回り、お断りする場合のみ通知する。
- 13 申込・お問い合わせ先：公益社団法人 滋賀県看護協会（担当 西川・高山）
〒525-0032 草津市大路2丁目 11番 51号
TEL 077-564-6468(代表)
077-564-6699(教育部)
FAX 077-562-8998

令和2年度〈診療所・病院の外来部門で働く看護職対象〉
認知症対応力向上研修会プログラム

ねらい

認知症高齢者がますます増加する中、地域や在宅での対応力向上が求められている。そこで、診療所・病院の外来で働く看護職員が認知症に対する理解を深め、認知症の人や家族への支援等を医師との連携のもとに担えることを目的とする。

日 時 令和2年11月12日（木）13：50～16：10

場 所 滋賀県看護研修センター
草津市大路二丁目 11-51

講 師 木築 裕彦 氏
（豊郷病院 脳神経外科部長 医師）
名賀石 志保 氏
（近江温泉病院 認知症看護認定看護師）

日 程

13：20 受付

13：50 オリエンテーション
挨拶 滋賀県看護協会長

14：00 講義：①認知症の疾患理解・認知症の診断と治療について

15：00 ② 認知症看護について
（アセスメント・対応の基本・コミュニケーションの
図り方、等）

16：00 質疑応答

16：10 閉講 アンケート 回収

令和2年度〈診療所・病院の外来部門で働く看護職対象〉
認知症対応力向上研修会プログラム

ねらい

認知症高齢者がますます増加する中、地域や在宅での対応力向上が求められている。そこで、診療所・病院の外来で働く看護職員が認知症に対する理解を深め、認知症の人や家族への支援等を医師との連携のもとに担えることを目的とする。

日 時 令和2年11月25日(水) 13:50～16:10

場 所 藤樹の里文化芸術会館 (高島市安曇川町上小川106)

講 師 成田 実 氏
(豊郷病院 副院長)
名賀石 志保 氏
(近江温泉病院 認知症看護認定看護師)

日 程

13:20 受付

13:50 オリエンテーション

14:00 講義: ①認知症の疾患理解・認知症の診断と治療について

15:00 ② 認知症看護について
(アセスメント・対応の基本・コミュニケーションの
回り方、等)

16:00 質疑応答

16:10 閉講 アンケート 回収

10月26日(月)～11月6日(金)までに、FAXにてお申し込みください。

<送信先> FAX 077-562-8998

公益社団法人 滋賀県看護協会 担当：西川・高山宛

令和2年度 <診療所・病院の外来部門で働く看護職対象>
認知症対応力向上研修会 受講申込書

標記研修に、下記のとおり申し込みます。

連絡先	施設名	
	施設住所	〒
	担当者名	
	TEL	
	FAX	

*希望受講日に○を記入してください。

氏名	職種 (該当に○)	看護協会入会確認 (該当に○)	免許取得後の 実務経験年数	看護研修 センター (草津) 11月12日	藤樹の里 文化芸術会館 (高島) 11月25日
	看・准看・保・助	・会員 ・非会員 県会員番号(6ケタ) ()	年		
	看・准看・保・助	・会員 ・非会員 県会員番号(6ケタ) ()	年		
	看・准看・保・助	・会員 ・非会員 県会員番号(6ケタ) ()	年		
	看・准看・保・助	・会員 ・非会員 県会員番号(6ケタ) ()	年		
	看・准看・保・助	・会員 ・非会員 県会員番号(6ケタ) ()	年		

☆受講可否通知につきましては、定員を上回りお断りする場合のみ通知いたします。

令和2年度

「診療所・病院の外来部門で働く

看護職のための認知症対応力向上研修」

認知症高齢者が増加する中、地域や在宅での対応力向上が求められています。認知症に対する理解をより深め、認知症の人と家族への支援等を医師との連携のもとに担えることを目的に開催いたします。今年度は草津市、高島市の2会場でおこないますので、お近くの会場に是非お越しください。

【1回目】

日時：令和2年11月12日（木）13時50分～16時10分（受付13:20～）

場所：滋賀県看護研修センター（滋賀県看護協会）

講師：木築 裕彦 氏（豊郷病院 脳神経外科 部長）

名賀石 志保 氏（近江温泉病院 認知症看護認定看護師）

【2回目】

日時：令和2年11月25日（水）13時50分～16時10分（受付13:20～）

場所：藤樹の里文化芸術会館（高島市安曇川町上小川106）

講師：成田 実 氏（豊郷病院 副院長）

名賀石 志保 氏（近江温泉病院 認知症看護認定看護師）

受講料：無料

研修内容

- * 認知症の疾患理解
- * 認知症の方や家族への対応



【お問合せ先】

公益社団法人 滋賀県看護協会 教育部

〒525-0032草津市大路2丁目11番51号

TEL：077-564-6699（直通） FAX：077-562-8998

・ 9 月 以 降 行 事 予 定 表

(令和2年9月17日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	備考
R2/ 9/20 (日)	令和2年度滋賀県総合防災訓練における検視・検案および遺族対策対応訓練	7:00 AM (~11:00 AM)	東近江地域(東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町)	県	
R2/ 9/20 (日)	日医かかりつけ医機能研修制度 令和2年度応用研修会(DVD講習)	10:00 AM (~ 5:50 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	県医師会	
R2/ 9/23 (水)	滋賀産業保健総合支援センター 令和2年度第1回運営協議会	2:00 PM (~ 3:30 PM)	大津商中日生ビル8階会議室 大津市浜大津1-2-22	関連団体	★
R2/ 9/24 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	★
R2/ 9/24 (木)	個別指導(診療所/一般) 02年度診療所12 9月②	2:00 PM (~ 4:30 PM)	米原市米原公民館 3A研修室	国、県	
R2/ 9/24 (木)	令和2年度 死体検案研修会(東近江医師会)	2:20 PM (~ 3:20 PM)	東近江総合医療センター 2階きらめきホール	県医師会	
R2/ 9/24 (木)	入退院支援看護師養成研修会	2:50 PM (~ 4:20 PM)	滋賀県看護研修センター	その他	
R2/ 9/24 (木)	妊婦健康診査集合契約打合わせ	4:00 PM (~ 5:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/ 9/24 (木)	第17回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	4:00 PM (~ 5:30 PM)	TV会議対応 理事室	日医	
R2/ 9/25 (金)	中絶審査	4:00 PM (~)	3階会議室	県医師会	★
X R2/ 9/26 (土)	【中止】令和2年度第3回認知症サポート医養成研修(1日目)	1:00 PM (~ 7:00 PM)	TKPガーデンシティ札幌駅前 北海道札幌市中央区北2条西2丁目	国	
X R2/ 9/27 (日)	【中止】令和2年度第3回認知症サポート医養成研修(2日目)	9:00 AM (~11:45 AM)	TKPガーデンシティ札幌駅前 北海道札幌市中央区北2条西2丁目	国	
X R2/ 9/27 (日)	【中止】認知症相談医養成研修(かかりつけ医認知症対応力向上研修)	9:45 AM (~ 3:15 PM)	草津市立市民交流プラザ 大会議室	県	★
R2/ 9/28 (月)	社会福祉法人びわこ学園第2回評議員会	1:30 PM (~ 3:30 PM)	びわこ学園医療福祉センター野洲	その他	★
R2/ 9/29 (火)	運営適正化委員会第1回全体委員会	1:00 PM (~ 2:30 PM)	県立長寿社会福祉センター	関連団体	★
R2/ 9/29 (火)	令和2年度 死体検案研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	竜王町公民館	県医師会	
R2/ 9/30 (水)	令和2年度 死体検案研修会(彦根医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	彦根市保健・医療複合施設 くすのきセンター	県医師会	
R2/ 9/30 (水)	第12回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
X R2/10/ 1 (木)	【見送り】第64回社会保険指導者講習会(1日目)→テキスト学習に変更	10:00 AM (~ 5:00 PM)	日本医師会大講堂	日医	
R2/10/ 1 (木)	第2回産業医資質向上相互研修会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀ビル9F かすが比較の間 大津市梅林1-3-10	県医師会	
R2/10/ 1 (木)	令和2年度地域エコチル調査運営協議会	2:00 PM (~ 3:00 PM)	キャンパスプラザ京都2階第一会議室	その他	
X R2/10/ 2 (金)	【見送り】第64回社会保険指導者講習会(2日目)→テキスト学習に変更	10:00 AM (~ 4:30 PM)	日本医師会大講堂	日医	
R2/10/ 3 (土)	第3回近医連保険担当理事連絡協議会(TV会議)	2:30 PM (~ 4:30 PM)	3階会議室	近医連	
X R2/10/ 3 (土)	【中止】近畿ブロック衛生主管部長・府県医師会長合同連絡会議	3:15 PM (~ 5:30 PM)	帝国ホテル大阪	近医連	
R2/10/ 7 (水)	第13回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R2/10/ 8 (木)	滋賀県病院協会との連絡調整会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	県厚生会館(病院協会会議室)	関連団体	★
R2/10/ 8 (木)	第3回産業医資質向上相互研修会	3:00 PM (~ 4:00 PM)	彦根勤労福祉会館たちばな 4F大ホール	県医師会	

※ ★印は令和2年7月16日以降に追加した行事
 ※ ×印は中止・延期になった行事

・10月以降 行事予定表・

(令和2年9月17日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	備考
R2/10/9 (金)	第7回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/10/9 (金)	第4回近医連常任委員会(TV会議)	2:30 PM (~)	会長室	近医連	
X R2/10/10 (土)	【中止】令和2年度第4回認知症サポート医養成研修(1日目)	1:00 PM (~ 7:00 PM)	福岡ファッションビル 福岡県福岡市博多区博多駅前2-10	国	
R2/10/10 (土)	近医連学校医研究協議会第1回理事会(TV会議)	2:30 PM (~)	理事室	近医連	
X R2/10/11 (日)	【中止】令和2年度第4回認知症サポート医養成研修(2日目)	9:00 AM (~11:45 AM)	福岡ファッションビル 福岡県福岡市博多区博多駅前2-10	国	
X R2/10/11 (日)	【中止】地域包括診療加算・地域包括診療料に係る かかりつけ医研修会	9:55 AM (~ 5:30 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール 淡海(9/2キャンセル)	日医	
R2/10/12 (月)	滋賀県後期高齢者医療審査会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県大津合同庁舎 7-A会議室	県	★
R2/10/13 (火)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R2/10/15 (木)	第4回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/10/15 (木)	母体保護法指定医師審査委員会	4:00 PM (~ 5:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/10/16 (金)	滋賀県がん診療連携協議会 第1回研修推進部会 →メールでの開催	6:00 PM (~ 7:30 PM)	滋賀医科大学 リップルテラス 2階 会議室1	県	
R2/10/21 (水)	第14回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R2/10/21 (水)	勤務医活動検討会	4:00 PM (~ 5:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/10/22 (木)	令和2年度 死体検案研修会(守山野洲医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	守山市すこやかセンター	県医師会	
R2/10/22 (木)	小児救急医療地域医師研修会(東近江医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	東近江地域医療支援センター	県医師会	
X R2/10/24 (土)	【中止】令和2年度全国医師会勤務医部会連絡協議会	10:00 AM (~ 8:00 PM)	ホテルグランヴィア京都	日医	
R2/10/25 (日)	令和2年度滋賀県災害医療コーディネーター研修	9:00 AM (~ 8:00 PM)	滋賀県危機管理センター 2階	県	★
R2/10/29 (木)	令和2年度都道府県医師会小児在宅ケア担当理事 連絡協議会(TV会議)	11:30 AM (~ 1:30 PM)	日本医師会507・508会議室	日医	★
R2/10/30 (金)	第18回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症 担当理事連絡協議会	4:00 PM (~ 5:30 PM)	TV会議対応:理事室	日医	
R2/10/31 (土)	第3回スキルアップ研修会	2:30 PM (~ 5:30 PM)	ライズヴィル都賀山 ロータス	県医師会	
R2/10/31 (土)	第70回全国医師会医療秘書学院連絡協議会定例 総会(TV会議)	4:00 PM (~)	3F会議室	日医	
R2/11/1 (日)	第4回スキルアップ研修会、第2回リフレッシュ研 修会、第4回産業医資質向上相互研修会	9:30 AM (~ 5:40 PM)	ライズヴィル都賀山 ロータス	県医師会	
R2/11/1 (日)	日本医師会設立73周年記念式典並びに医学大会	11:00 AM (~ 1:30 PM)	日本医師会	日医	★
X R2/11/5 (木)	【中止】県立学校医と学校保健安全研究部会との合 同懇談会	1:30 PM (~ 2:45 AM)	草津市立まちづくりセンター301.302	県医師会	★
R2/11/5 (木)	第86回学校保健学校医研修会	3:00 PM (~ 4:30 PM)	草津市立まちづくりセンター301.302	県医師会	
R2/11/7 (土)	第5回産業医資質向上相互研修会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀ビル9F かすが比叡の間 大津市梅林1-3-10	県医師会	
R2/11/10 (火)	第8回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	

※ ★印は令和2年7月16日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事

・ 11 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和2年9月17日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R2/11/10 (火)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R2/11/11 (水)	第15回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R2/11/12 (木)	全国学校保健・安全研究大会1日目(予定)	1:00 PM (~ 4:00 PM)	富山県富山市 オーバード・ホール	国	
R2/11/13 (金)	全国学校保健・安全研究大会2日目(予定)	9:30 AM (~ 4:00 PM)	富山県富山市 オーバード・ホール	国	
R2/11/13 (金)	滋賀県公衆衛生事業功労者公益財団法人滋賀県健康づくり財団理事長表彰審査委員会	2:00 PM (~)	県庁周辺で調整中	県	★
R2/11/14 (土)	【延期】第37回滋賀医学会総会	(~)	栗東芸術文化会館さくら 中ホール	県医師会	
R2/11/14 (土)	第51回全国学校保健・学校医大会	10:00 AM (~ 8:30 PM)	富山国際会議場 ANAクラウンプラザホテル富山	日医	
R2/11/14 (土)	【中止】令和2年度第5回認知症サポート医養成研修(1日目)	1:00 PM (~ 7:00 PM)	ザ・コスモホール 大阪府大阪市住之江区南港北1-7	国	
R2/11/14 (土)	滋賀県青少年育成県民大会	1:00 PM (~ 4:30 PM)	大津市和邇文化センター	その他	★
R2/11/14 (土)	スポーツ医再研修会(滋賀県医師会・滋賀県スポーツ医会共催)(秋期滋賀県スポーツ医会勉強会)(予定)	4:00 PM (~ 6:15 PM)	ライズヴィル都賀山ロータス	県医師会	
R2/11/15 (日)	【中止】令和2年度第5回認知症サポート医養成研修(2日目)	9:00 AM (~ 11:45 AM)	ザ・コスモホール 大阪府大阪市住之江区南港北1-7	国	
R2/11/17 (火)	第2回都道府県医師会会長会議(予定)	3:00 PM (~ 5:00 PM)	日本医師会	日医	★
R2/11/19 (木)	第5回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/11/19 (木)	令和2年度滋賀県病院協会・滋賀県医師会連絡協議会→(10/8三役意見交換会に変更)	4:30 PM (~ 6:00 PM)		関連団体	
R2/11/24 (火)	滋賀県難病対策推進協議会	10:00 AM (~ 12:00 PM)	県庁(予定)	県	★
R2/11/25 (水)	小児救急医療地域医師研修会(彦根医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	彦根市保健・医療複合施設(くすのきセンター)3F	県医師会	
R2/11/25 (水)	第16回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R2/11/25 (水)	滋賀県たばこ対策推進会議	2:30 PM (~ 4:30 PM)	県庁 東館 7階 大会議室	県	
R2/11/25 (水)	特定健診・特定保健指導に係る関係者打合せ	4:00 PM (~)	3階会議室	県医師会	★
R2/11/26 (木)	小児救急医療地域医師研修会(大津市医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル 3階「瑠璃の間」	県医師会	
R2/11/27 (金)	第19回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	4:00 PM (~ 5:30 PM)	TV会議対応:理事室	日医	
R2/11/28 (土)	草津栗東医師会産業医研修会	3:30 PM (~ 5:00 PM)	草津市立サンサンホール	地域医師会	★
R2/12/3 (木)	第218回臨時代議員会 → 開催無し、書面決議に変更	2:30 PM (~)	琵琶湖ホテル	県医師会	★
R2/12/5 (土)	第12回JATEC滋賀コース(1日目)(予定)	8:40 AM (~ 6:45 PM)	ニプロiMEP 草津市野路町3023	県医師会	
R2/12/5 (土)	第4回近医連保険担当理事連絡協議会	3:30 PM (~ 4:30 PM)	ホテルグランヴィア京都	近医連	
R2/12/5 (土)	近医連常任・保険担当理事合同懇談会	4:30 PM (~ 5:30 PM)	ホテルグランヴィア京都	近医連	
R2/12/6 (日)	第11回JATEC滋賀コース(2日目)(予定)	7:50 AM (~ 5:00 PM)	ニプロiMEP 草津市野路町3023	県医師会	

※ ★印は令和2年7月16日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事

・ 12 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和2年9月17日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	概要
R2/12/8 (火)	第9回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/12/8 (火)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R2/12/16 (水)	第17回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R2/12/17 (木)	小児救急医療地域医師研修会(守山野洲医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	すこやかセンター3階講習室	県医師会	
R2/12/17 (木)	令和2年度 死体検案研修会(湖北医師会)	4:30 PM (~ 5:30 PM)	ホテル&リゾート長浜	県医師会	
R2/12/18 (金)	令和2年度国立大学法人滋賀医科大学学外有識者会議	1:30 PM (~ 3:30 PM)	滋賀医科大学(調整中)	関連団体	★
R2/12/18 (金)	小児救急医療地域医師研修会(高島市医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	今津サンブリッジホテル	県医師会	
R2/12/19 (土)	WATCH in Shiga 2020	2:00 PM (~ 5:00 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	県医師会	★
R2/12/22 (火)	小児救急医療地域医師研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	近江八幡地域医療支援センター内多目的室	県医師会	
R2/12/24 (木)	令和2年度 死体検案研修会(大津市医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル「瓊璃」	県医師会	
R2/12/25 (金)	第20回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	4:00 PM (~ 5:30 PM)	TV会議対応:理事室	日医	
R3/ 1/ 8 (金)	第10回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/ 1/12 (火)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R3/ 1/14 (木)	第6回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R3/ 1/16 (土)	【中止】令和2年度第6回認知症サポート医養成研修(1日目)	1:00 PM (~ 7:00 PM)	ベルサール半蔵門 東京都千代田区麹町1-6-4	国	
R3/ 1/17 (日)	【中止】令和2年度第6回認知症サポート医養成研修(2日目)	9:00 AM (~11:45 AM)	ベルサール半蔵門 東京都千代田区麹町1-6-4	国	
R3/ 1/19 (火)	第3回都道府県医師会長会議(予定)	2:20 PM (~ 4:20 PM)	日本医師会	日医	★
R3/ 1/20 (水)	第18回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/ 1/23 (土)	第52回近畿地区医師会共同利用施設連絡協議会	2:30 PM (~)	ホテルグランヴィア京都	近医連	
R3/ 1/29 (金)	令和2年度全国メディカルコントロール協議会連絡会(第2回)(予定)	(~)	大阪府堺市内	国	★
R3/ 1/30 (土)	小児救急医療地域医師研修会(草津栗東医師会)	3:30 PM (~ 4:30 PM)	草津市立サンサンホール3F	県医師会	
R3/ 1/30 (土)	小児救急医療地域医師研修会(甲賀湖南医師会)(予定)	4:00 PM (~ 5:00 PM)	公立甲賀病院	県医師会	
R3/ 2/ 4 (木)	第87回学校保健学校医研修会(予定)	3:00 PM (~ 4:30 PM)	コラボしが 大会議室	県医師会	
R3/ 2/ 4 (木)	令和2年度 死体検案研修会(草津栗東医師会) ←4/23分から変更	3:00 PM (~ 4:00 PM)	草津市立サンサンホール	県医師会	
R3/ 2/ 6 (土)	第5回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	梅田スカイビル	近医連	
R3/ 2/ 9 (火)	第11回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/ 2/ 9 (火)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★

※ ★印は令和2年7月16日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事

・ 2 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和2年9月17日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	備考
R3/ 2/10 (水)	第19回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/ 2/18 (木)	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/ 2/21 (日)	第69回近畿医師会連合学校医研究協議会総会・第2回理事会	10:30 AM (~)	烏丸京都ホテル	近医連	
R3/ 2/24 (水)	第20回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/ 2/25 (木)	令和2年度 死体検案研修会(甲賀湖南医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	公立甲賀病院	県医師会	
R3/ 3/ 6 (土)	近医連救急災害医療担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	ホテルグランヴィア大阪	近医連	
R3/ 3/ 9 (火)	第12回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/ 3/ 9 (火)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R3/ 3/10 (水)	第21回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/ 3/13 (土)	【中止】マネジメント研修会	10:00 AM (~ 5:00 PM)	ピアザ淡海 305会議室	県医師会	
R3/ 3/13 (土)	リーダーシップ研修会	10:00 AM (~ 5:00 PM)	ピアザ淡海 305会議室	県医師会	
R3/ 3/18 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/ 3/18 (木)	第2回滋賀県がん診療連携協議会	5:00 PM (~)	滋賀県立総合病院	県	
R3/ 3/24 (水)	第22回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/ 3/28 (日)	第149回日医臨時代議員会	9:30 AM (~)	日本医師会	日医	★
R3/ 4/ 3 (土)	第6回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	梅田スカイビル	近医連	

×

※ ★印は令和2年7月16日以降に追加した行事
 ※ ×印は中止・延期になった行事

講演会・研修会等のご案内

第11回理事会連絡事項

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
10月1日(木) 14:00~16:00	第2回産業医資質向上相互研修会 (産業医研修会)	滋賀ビル かすが 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル9F	研修 「産業医活動関連法改正と通達」 一般財団法人近畿健康管理センター 理事長 木村 隆 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報とFAXにて案内予 定 (案内前の申込は不可) ※県内医師のみ参加可	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎後期2単位 生涯更新2単位 (申請中)
10月8日(木) 15:00~16:00	第3回産業医資質向上相互研修会 (産業医研修会)	彦根勤労福祉会館たちば な 彦根市大東町4-28	研修 「日本産業衛生学会職場改善セミナー教材を活用した職場巡視トレーニング」 平和堂健康サポートセンター 河津 雄一郎 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報とFAXにて案内予 定 (案内前の申込は不可) ※県内医師のみ参加可	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎実地1単位 生涯実地1単位 (申請中)
★ 10月22日(木) 14:00~15:00	令和2年度死体検案研修会 (守山野洲)	守山市すこやかセンター 守山市下之郷3-2-5	テーマ「死亡時の正しい対応一看取りから大規模災害まで」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内 ※コロナウイルス感染症対 策のため守山市、野洲市 圏域の医師のみ参加可	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
★ 10月31日(土) 14:30~17:30	第3回スキルアップ研修会 (産業医研修会)	ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24	研修 ①「事例に見るメンタルヘルスの実際」 南草津坂本診療所 院長 坂本 暢典 先生 ②「産業医が知っておきたいリワークについて」 湖南クリニック 楢林 理一郎 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報とFAXにて案内予 定 (案内前の申込は不可) ※県内医師のみ参加可	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎実地1.5単位・後期 1.5単位 生涯実地1.5単位・専門 1.5単位 (申請中)
93 ★ 11月1日(日) 9:30~12:30	第4回スキルアップ研修会 (産業医研修会)	ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24	研修 ①「産業医が知っておきたい生産年齢でのリハビリテーションについて」 滋賀県立リハビリテーションセンター 川上 寿一 先生 ②「職域における腰痛防止」 びわこリハビリテーション専門職大学 教授 埜田 和史 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報とFAXにて案内予 定 (案内前の申込は不可) ※県内医師のみ参加可	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎後期3単位 生涯専門3単位 (申請中)
★ 11月1日(日) 13:30~16:30	第2回リフレッシュ研修会 (産業医研修会)	ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24	研修 ①「職域がん検診について」 大阪大学大学院医学系研究科 社会環境学講座環境医学 教授 祖父江 友孝 先生 ②「産業医活動関連法改正と通達」 一般財団法人近畿健康管理センター 理事長 木村 隆 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報とFAXにて案内予 定 (案内前の申込は不可) ※県内医師のみ参加可	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎後期3単位 生涯専門2単位・更新1単 位 (申請中)
★ 11月1日(日) 16:40~17:40	第4回産業医資質向上相互研修会 (産業医研修会)	ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24	研修 「日本産業衛生学会職場改善セミナー教材を活用した職場巡視トレーニング」 平和堂健康サポートセンター 河津 雄一郎 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報とFAXにて案内予 定 (案内前の申込は不可) ※県内医師のみ参加可	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎実地1単位 生涯実地1単位 (申請中)
★ 11月5日(木) 15:00~16:30	第86回学校保健学校医研修会	草津市立まちづくりセン ター 草津市西大路町9番6号	「HPVワクチンの正しい知識について」(仮題) 医療法人社団昂会 日野記念病院 婦人科 顧問 高橋 健太郎 先生	滋賀県 医師会	学校保健担当 会報9月号・FAXにて 案内予定	日医生涯教育制度: (申請予定)
★ 11月7日(土) 14:00~16:00	第5回産業医資質向上相互研修会 (産業医研修会)	滋賀ビル かすが 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル9F	研修 「特殊健康診断の見直し」(仮題) 一般財団法人近畿健康管理センター 理事長 木村 隆 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報とFAXにて案内予 定 (案内前の申込は不可) ※県内医師のみ参加可	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎後期2単位 生涯更新2単位 (申請中)

★ 新規

★

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
11月14日(土) 16:00～18:15	滋賀県医師会スポーツ医研修会 (日本医師会認定健康スポーツ医 制度健康スポーツ医学再研修会) (秋期滋賀県スポーツ医会勉強 会)	ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24	研修 ①「希望郷いわて国体 医療・救護について」 岩手県医師会 常任理事 菅 義行 先生 ②「コロナ禍での法律問題」 北尻総合法律事務所 弁護士 桂 充弘 先生	滋賀県 医師会	スポーツ医担当 会報9月号・FAXにて 案内予定	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定健康スポーツ医 制度再研修2単位(予定)
【来年度に延期】 11月14日(土) 午後(時間未定)	第37回滋賀医学会総会	栗東芸術文化会館さくら 中ホール 栗東市継二丁目1番28号	研修 テーマ「糖尿病診療の新展開」(予定) ※新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、開催を来年度に延期	滋賀県 医師会	生涯教育担当	
12月19日(土) 14:00～17:00	WATCH in Shiga 2020	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海 大津市におの浜4丁目7-7	臨床研修1年目研修医対象 ※今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、Web研修会として開 催。	滋賀県 医師会	生涯教育担当	日医生涯教育制度: (申請予定)

94

第 187 回草津栗東医師会循環器研究会のお知らせ

(WEB開催)

謹啓

ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、下記の要領にて第 187 回草津栗東医師会循環器研究会を開催致します。ご多用中とは存じますが、ご参加いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白

日時： 2020年10月21日(水) 20:00～21:30

形式： 「Teams」によるWEB配信

司会： 内田内科循環器内科 院長 内田 和則先生

I 情報提供

『 リクシアナ錠について 』

第一三共株式会社

II 学術講演

『 滋賀県の心臓外科事情と問題点の傾向 ～ガイドラインを踏まえた抗凝固療法の話も含めて～ 』

講師：滋賀医科大学 心臓血管外科 教授 鈴木 友彰先生

コメンテーター：滋賀医科大学 循環器内科 教授 中川 義久先生

日医生涯教育講座単位 CC :

*当日の参加方法については裏面をご確認して頂き、連絡頂けますよう何卒お願い致します。視聴時に登録いただきましたご施設名、ご芳名は、医薬品の適正使用情報および医学・薬学に関する情報の提供のために利用させていただきます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

*研究会案内の転送や開示、研究会の録画・録音・撮影等はお控えいただきますようお願い申し上げます。

*本会は医療従事者向けの内容となりますため、ご視聴環境について御配慮下さいますようお願い申し上げます。

*ご講演・ご発表に関するお願い：日本製薬工業協会は、会員会社が主催ないし共催する講演会等は、演者の講演・発表内容を含めて全て当該会社の責任であり、医療用医薬品プロモーションコードを遵守した上で実施することとしております。ご講演・ご発表される内容につきましては承認外使用の推奨、他社および他社品の中傷・誹謗とならないよう、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

共催：草津栗東医師会 第一三共株式会社

第 186 回草津栗東医師会循環器研究会
事前申し込み用紙

申し込み先

第一三共株式会社 羽田正弘

haneda.masahiro.uu@daiichisankyo.co.jp

お申込み完了後、当日の視聴リンクをメールにてお送りいたします。
また、パソコン以外（モバイル・タブレット）から視聴される場合は
その旨を連絡願います。弊社担当MRから視聴方法を御案内させていただきます。

湖南エリア呼吸器連携の会

令和2年 11月19日 (木) 18:30 ~ 20:10

会場 Zoom 配信 及び ホテルポストンプラザ草津 3F

※講演会場は感染予防対策(十分なソーシャルディスタンスの確保)として、ご来場人数 30名の制限を設けております

Zoom 配信聴講
事前登録 QR コード



開会の辞 18:30 - 18:40

守山野洲医師会 会長 衛藤 信之 先生

基調講演 18:40 - 19:20

座長 濟生会滋賀県病院 副院長 重松 忠 先生

演者 濟生会滋賀県病院 呼吸器センター長 長谷川 功 先生

濟生会滋賀県病院 呼吸器内科 部長 橋倉 博樹 先生

「(仮) 最近の喘息・COPD 治療 ~当院の使用例を踏まえて~」

特別講演 19:20 - 20:00

座長 濟生会滋賀県病院 院長 三木 恒治 先生

演者 京都府立医科大学医学研究科 呼吸器内科学講座

教授 高山 浩一 先生

「(仮) 呼吸器診療の最新知見 ~病院と開業医の連携を含めて~」

閉会の辞 20:00 - 20:10

草津栗東医師会 会長 中嶋 康彦 先生

本会はホテル会場及び Web 会議ツール (Zoom) を使用したハイブリッド形式の講演会です。

感染予防対策として、十分なソーシャルディスタンスを確保の上、開催致します。また、対策の一環として、会場へのご来場定員は、30名の先生方とさせていただきます。ご来場を希望される先生方は、裏面の事項をご確認の上、事前にお申込みをお願い申し上げます。お申込み多数の場合、ご希望に添えない可能性がありますことを予めご了承願います。

Zoom でのご参加につきましては、裏面の注意事項をご確認の上、ご参加賜りますようお願い申し上げます。

当日、講演会場ではお弁当をご用意しております

主催 アストラゼネカ株式会社

日医生涯教育 1 単位申請予定

Zoom でご参加を希望される先生方へ

事前参加登録

下記アドレス、もしくは QR コードからオンラインでご登録をお願い致します。

事前登録方法	アドレス事前登録	https://astrazeneca.zoom.us/meeting/register/tJ0lf--trzIuGdykuCRIG2J78zPB0X5iAFRk	
	お申込期限	2020年11月18日(水) 23:59まで	

当日のご視聴手順

当日は以下いずれかの方法で視聴ページにアクセスいただけます。



PCから

開催前に、事前登録いただいておりますメールアドレス宛に、当日の参加用アドレスをお送り致します。そちらのアドレスをクリックいただきますと、視聴ページへアクセスできます。



スマートフォン・
タブレットから

事前に『ZOOM Cloud Meetings』アプリをインストールの上、PCからと同様に当日の参加用アドレスより視聴ページへアクセスください。
※ サインイン・サインアップは必須ではございません

ご注意事項

- 講演会ご参加時の表示名は『貴ご所属施設名・氏名』に設定頂きますようお願い致します。
(芳名帳ならびに日医生涯教育単位申請に使用致します)
- Zoom 会議案内の転送や開示、会議の録画・録音・撮影等はお控え頂きますようお願い致します。
- 講演会ご参加時は必ず自画像のカメラを「オフ」、マイクを「ミュート」に設定頂きますようお願い致します。

◎パソコンまたはモバイル機器

・ Windows : 10、8/8.1、7、Vista (SP1 以降)、XP (SP3 以降) ・ Mac OS : 10.7 以降を搭載の Mac OS X ・ モバイル機器 : iOS7.0 以降、iPadOS 13 以降、Android 4.0x 以降 ・ ブラウザ : IE7+、Firefox、Chrome、Safari5+

◎通信環境

推奨される帯域幅 : ≥ 600 kbps ※ Zoom で使用される帯域幅は、自動的に 3G、WiFi、または有線環境に応じて最適化されます。

◎当日の設備トラブルや、ご利用のプロバイダ・パソコンにおけるトラブルや制限等、不測の事態によりご覧いただけない場合がございます。

その際はご容赦くださいますようお願いいたします。

Zoom 接続に関してのお問い合わせ先

アストラゼネカ オンラインミーティング サポートデスク
TEL : 0120-213-229 (受付時間) 月~金 9:00~21:00

会場ホテルでご参加を希望される先生方へ

※貴施設弊社担当 MR または下記アドレスまでご参加の申し込みをお願い申し上げます。

takefumi.mano@astrazeneca.com 本会担当: 眞野豪文 070-2328-9281

※定員数 30 名のため、すべての先生方のご希望に添えない可能性がございます。

上記アドレスへご連絡頂戴した際はご所属・お名前を確認させて頂きますことをご了承賜りますようお願い申し上げます。

草津栗東医師会・行事予定表

令和2年 10月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
1	木	第1回草津栗東医師会認知症連携カンファレンス(WEB配信)	18:30~20:00	南部健康福祉事務所
2	金			
3	土	囲碁同好会	14:00~	医師会会議室
4	日			
5	月			
6	火	第22回日本医療マネジメント学会学術総会		みやこめっせ・ロムシアター京都
7	水	第22回日本医療マネジメント学会学術総会		みやこめっせ・ロムシアター京都
8	木	『草栗ゴ木会』		センチュリーシガGC
		山田学区の医療福祉を考える会議	14:00~16:00	えんゆうの郷
		くさつ在宅医療ネット	14:00~15:00	草津市役所
9	金	肺がん検診精度管理委員会	14:00~15:00	医師会会議室
10	土	囲碁同好会	14:00~	医師会会議室
		第136回滋賀県内科医学会学術講演会(WEB配信)	16:00~18:00	クサツエストピアホテル
11	日			
12	月			
13	火			
14	水			
15	木	地域職域医師会会長会議	14:30~16:00	滋賀県医師会
16	金			
17	土			
18	日			
19	月			
20	火			
21	水	第187回 草津栗東医師会循環器研究会(WEB配信)	20:00~21:30	クサツエストピアホテル
22	木			
23	金			
24	土	10月理事会	14:00~15:30	医師会会議室
25	日	ゴルフ同好会		ジャパンエースGC
26	月			
27	火			
28	水	医師会健康診断		済生会滋賀県病院
29	木	医師会健康診断		済生会滋賀県病院
		第1回草津市・栗東市胃がん検診精度管理委員会	15:00~17:00	サンサンホール3F大会議室
30	金	医師会健康診断		済生会滋賀県病院
31	土	10月例会	14:00~15:00	草津総合病院
		診療科紹介(滋賀医科大学 脳神経外科)	15:00~15:30	
		CPC	15:30~16:30	

令和2年度行事計画表

草津栗東医師会

月	理事会	例会	その他の行事
4月	(医師会) 18日(土)14:00	(サンサンホール3F) 25日(土) 中止	23日(木)会計監査 14:00~三役・監事・担当理事 ・小澤税理士 医師会会議室
5月	(医師会) 23日(土)14:00	(ホストクラブ) 30日(土)14:00 (中止)	16日(土)滋賀県医師協同組合総代会 30日(土)定時総会(ホストクラブ 税理士参加) 15:30~16:30 30日(土)役員選挙・臨時理事会(ホストクラブ) 16:30~17:30 30日(土)総会懇親会(ホストクラブ) 18:00~20:30(中止)
6月	(医師会) 20日(土)14:00	(イストピア) 27日(土)15:00 →14:00	27日(土)学術講演会(イストピア) 16:30~17:30(中止) 27日(土)ドクター交流会(イストピア) 17:30~19:30(中止)
7月	(医師会) 18日(土)14:00	(サンサンホール3F) 25日(土)14:00	11日(土)WATCH in Shiga 2020(ピアザ淡海 14:00~20:00)(延期)
8月	休会	(ホストクラブ) 29日(土)14:30	29日(土)G-P ネット講演会(ホストクラブ) 16:45~18:15
9月	(医師会) 19日(土)14:00	(サンサンホール3F) 26日(土)14:00	26日(土)学校医研修会(サンサンホール) 15:30~16:30(中止)
10月	(医師会) 24日(土)14:00	(草津総合病院) 31日(土)14:00	31日(土)CPC(草津総合病院) 15:30~16:30 28日(水)~30日(金)健康診断(済生会滋賀県病院)
11月	(医師会) 21日(土)14:00	(サンサンホール3F) 28日(土)14:00	12日(木)人権問題研修会(サンサンホール) 14:00~15:30(中止) 14日(土)滋賀医学会総会(中止) 28日(土)産業医研修会 15:30~17:00(サンサンホール)
12月	(医師会) 19日(土)14:00	(ホストクラブ) 26日(土)15:30	26日(土)学術講演会(ホストクラブ) 17:00~18:00 忘年会 18:00~19:30(中止)
1月	(医師会) 23日(土)14:00	(ホストクラブ) 30日(土)14:00	28日(木)令和2年度補正予算検討会議 14:00~15:00 30日(土)県医師会「小児救急医療地域医師研修会」15:30(変)
2月	(医師会) 20日(土)14:00	(ホストクラブ) 27日(土)14:30	4日(木)県医師会主催「死体検案研修会」15:00(変更後) 20日(土)次年度予定表作成(医師会) 13:00~14:00 27日(土)地域保健研修会(ホストクラブ) 16:00~17:15(中止) 交流会(ホストクラブ) 17:30~19:00(中止)
3月	(医師会) 25日(木)14:00	(サンサンホール3F) 27日(土)14:00	11日(木)令和3年度予算打合せ会議 三役+経理担当理事 (医師会) 14:00~15:00

※ 時間の変更は、その都度事務局より通知を行う。